

岩沼市

第3期 障害者計画

平成30年度(2018)～令和5年度(2023)

第6期 障害福祉計画

第2期 障害児福祉計画

令和3年度(2021)～令和5年度(2023)

令和3年3月

岩沼市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 法令の根拠	3
3. 計画の性格と計画の期間	4
4. 計画の策定体制	5
5. 基本指針の見直しについて	7
第2章 障害のある人の現状	11
1. 人口構造と障害者数の推移	13
2. 障害福祉サービス等の利用状況	23
3. 障害のある人の意向等（アンケート調査結果）	27
4. 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における 成果目標の達成状況	36
5. 障害のある人の現状	39
第3章 計画の基本的な考え方	41
1. 基本理念	43
2. 基本目標と展開	44
3. 施策の体系	46
4. 障害福祉計画の施策体系	47
第4章 施策・取り組みの総合的展開	49
基本目標1. 自分らしく暮らせる障壁のない地域をつくる	51
基本目標2. 自らの能力を生かし、生きがいや役割をもてる支援体制をつくる	58
基本目標3. 障害のある方の人権や権利をみんなで守る	64
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	67
1. 令和5年度の目標値の設定	69
2. 障害福祉サービス	77
3. 障害児福祉サービス	87
4. 地域生活支援事業	94
5. 地域生活支援促進事業	99
6. 岩沼市独自事業（その他の事業）	100
第6章 計画の推進体制	103
1. 自立支援協議会	105
2. 県、関係機関との連携強化	105
3. PDCAサイクルによる計画の進行管理と評価	105

資料編.....	107
1. 岩沼市障害者計画等策定委員会委員名簿.....	109
2. 岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱.....	110
3. 岩沼市第3期障害者計画・第6期障害福祉計画 （第2期障害児福祉計画）策定経過.....	111

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 法令の根拠
3. 計画の性格と計画の期間
4. 計画の策定体制
5. 基本指針の見直しについて

1. 計画策定の趣旨

現在、岩沼市（以下「本市」という。）では平成30年（2018）3月に「岩沼市第3期障害者計画」、「岩沼市第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）」を策定し、「障害があっても 地域の中で役割や生きがいをもって 自分らしく生きられる まち いわぬま」を基本理念に掲げ、障害福祉施策を展開しています。

令和2年度（2020）に第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）の計画期間が終了となることから、国の指針や県の計画等を踏まえ、新たに「岩沼市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 法令の根拠


障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。

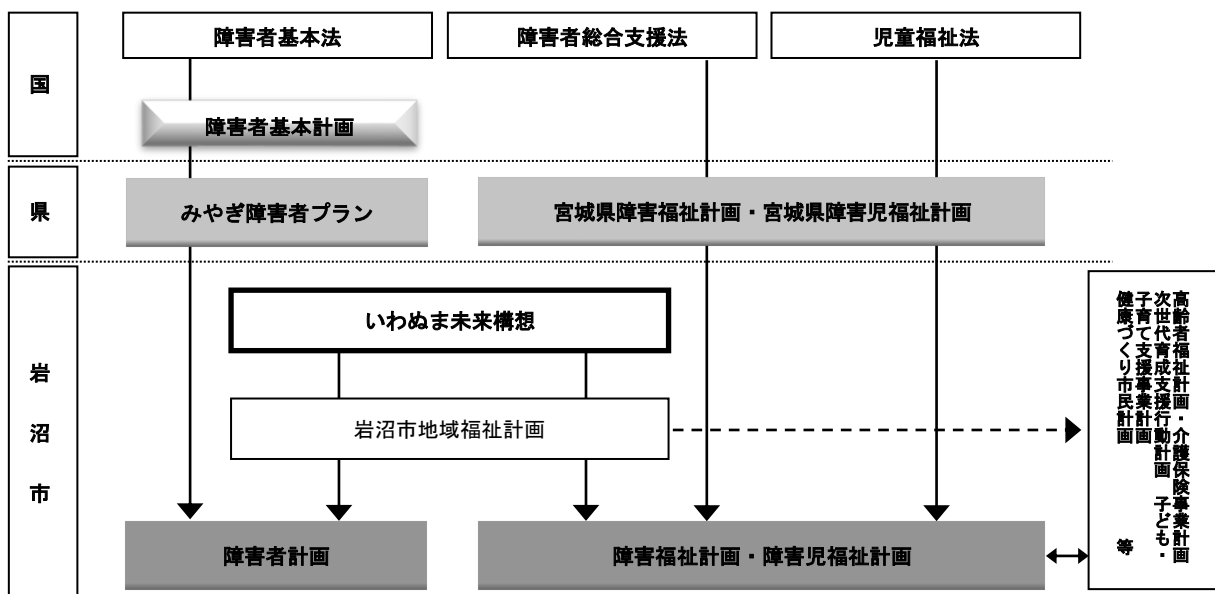
障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。

このため、障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関する部分の障害福祉サービス等に関する実施計画としての位置づけとなります。

3. 計画の性格と計画の期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である“いわぬま未来構想”における将来都市像「」が
あられる“健幸”先進都市 いわぬま」及び本市の保健・福祉分野における総合計画
である“岩沼市地域福祉計画”の基本理念である「みんなが安心していきいきと暮ら
せるまちづくり」を目指す個別計画として、障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉
計画）を一体的に策定するものです。



(2) 計画期間

計画の期間は、中期的な指針となる第3期障害者計画が平成30年度（2018）～令和5年度（2023）の6年間、サービスの事業計画となる第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画が令和3年度（2021）～令和5年度（2023）の3年間です。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害者計画 (6年間)	← 第3期 →						← 第4期 →		
障害福祉計画 (3年間)	← 第5期 →			← 第6期 →			← 第7期 →		
障害児福祉計画 (3年間)	← 第1期 →			← 第2期 →			← 第3期 →		
総合計画 (10年間)	いわぬま未来構想（平成26(2014)～令和5(2023)年度）						次期いわぬま未来構想		
地域福祉計画	岩沼市地域福祉計画			次期岩沼市地域福祉計画					

4. 計画の策定体制

市民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、サービス利用者等で構成する「岩沼市障害者計画等策定委員会」を設置し、岩沼市障害者計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）に関して調査及び検討を行いました。

なお、本計画は、障害福祉サービス利用者等を対象とした福祉に関するアンケート調査、事業者を対象とした障害福祉計画及び障害児福祉計画に関するアンケート調査、岩沼市障害児者地域自立支援協議会からの意見聴取を実施し、その結果を反映したものです。

また、計画素案に対するパブリックコメントの実施、県計画との調整を図りながら策定しました。

(参考1) : アンケート調査について

- 調査目的 障害者基本法の基本理念に即し、障害者総合支援法に基づく岩沼市障害福祉計画と一体の岩沼市障害者計画の策定を行うため、障害のある人の生活全般にかかわる実態や障害者の福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握するとともに、地域の特性や実情に応じた計画策定の基礎データとするため、アンケート調査を実施しました。
- 調査名 福祉に関するアンケート調査
- 調査期間 令和2年7月～8月
- 調査方法 郵送によるアンケート調査
- 回収結果

調査対象	配布数	回収数 ^{※2}	回収率
身体障害者手帳所持者	402 票	205 票	51.0%
療育手帳所持者	100 票	50 票	50.0%
精神障害者保健福祉手帳所持者	100 票	43 票	43.0%
自立支援医療(精神通院)受給者	150 票	97 票	64.7%
特定疾患医療受給者(難病)	100 票	23 票	23.0%
小児慢性特定疾病医療受給者	30 票	6 票	20.0%
手帳なし児 ^{※1}	18 票	7 票	38.9%
全体	900 票	353 票 ^{※3}	39.2%

※1:手帳をもたず、医師の診断書等だけでサービスを受けている18歳未満の方

※2:各障害は本アンケートでの当該障害の選択回答者数、全体は回収数

※3:手帳の複数所持があるため各手帳等の回収数の合計にはならない

- 調査主体 岩沼市健康福祉部社会福祉課

(参考2) : 事業所アンケートの実施

- 調査目的 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たり、障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性に関する意向などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。
- 調査名 障害福祉計画及び障害児福祉計画に関するアンケート調査
- 調査期間 令和2年9～10月

●調査方法 メール又は郵送による調査

●回収結果

調査対象	調査実施団体数	回答数
サービス提供事業所	26 団体	13 団体

●調査主体 岩沼市健康福祉部社会福祉課

5. 基本指針の見直しについて

本計画を作成するに当たり、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ国が示した基本指針の内容は以下のとおりです。

◎ 基本的理念に係る事項の見直し

① 入所等から地域生活への移行について

常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続できるような障害福祉サービス提供体制を確保する。

② 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向け、引き続き地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組み、地域の実態を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組む。

③ 福祉人材の確保について

障害福祉サービスを担う人材確保のため、研修の実施や、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組む。

④ 社会参加について

障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る。

◎ 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

① 訪問系サービス、日中活動系サービスの保障

全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。また、希望する障害者等に日中活動系サービスの提供を保障する。

② グループホーム等の充実、地域生活支援拠点の整備・機能充実

地域における居住の場として、グループホームの充実を図る。また、地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実を図る。

③ 依存症対策の推進

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

◎ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

① 相談支援体制について

相談支援体制について検証・評価を行い、各種機能のさらなる強化・充実を図るとともに、関係機関との連携に努める。基幹相談支援センターの設置を検討する。

② 発達障害者等に対する支援について

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

◎ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

① 児童発達支援センターについて

地域における中核的な支援施設として位置づけ、通所施設等との連携を図り、重層的な支援体制整備を図る。

② 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携について

障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する。また、難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である。

③ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備について

重症心身障害児等の支援に当たって、人数やニーズを把握し、地域課題を整理しながら、支援体制の充実を図る。

また、市町村において、医療的ケア児の支援に係るコーディネーターの配置を促進する。

さらに、障害の疑いのある段階から、障害児本人や家族に対する継続的な支援を行うとともに、質の確保、向上を図る。

第2章 障害のある人の現状

1. 人口構造と障害者数の推移
2. 障害福祉サービス等の利用状況
3. 障害のある人の意向
4. 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における
成果目標の達成状況
5. 障害のある人の現状

1. 人口構造と障害者数の推移

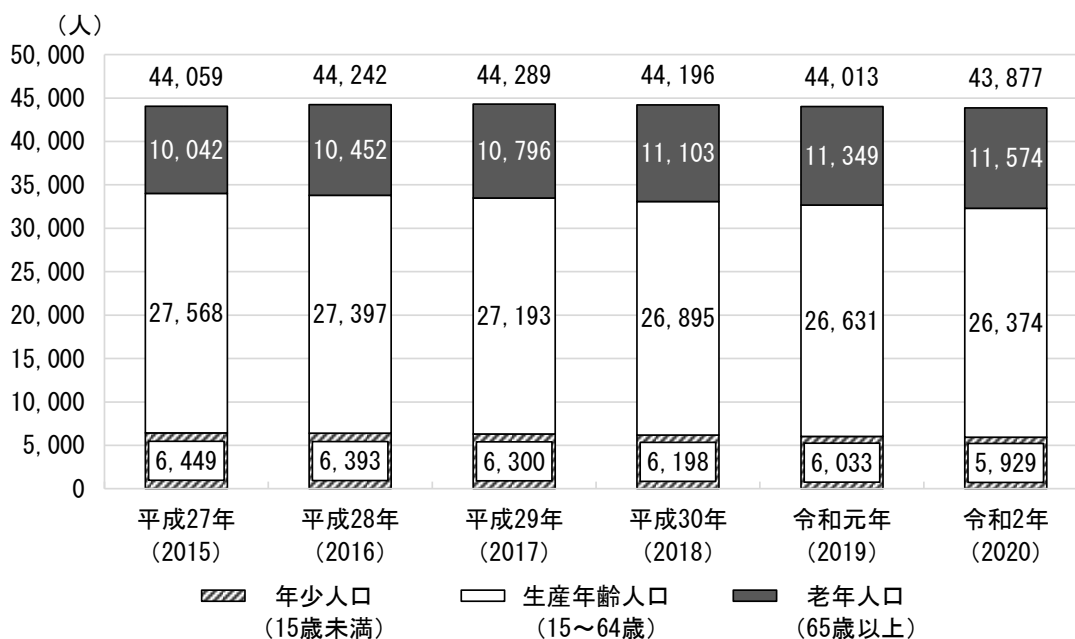
(1) 本市の人口・世帯数

① 年齢3区分別人口の推移

住民基本台帳における本市の令和2年（2020）3月末の総人口は43,877人となっています。総人口の推移をみると、平成29年（2017）以降は減少傾向となっており、平成27年（2015）から令和2年（2020）の5年間で、182人（0.4%）減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、年少人口は520人（8.1%）、生産年齢人口は1,194人（4.3%）減少、老年人口は1,532人（15.3%）増加しており、高齢化が進行している状態といえます。

■ 年齢3区分別人口の推移



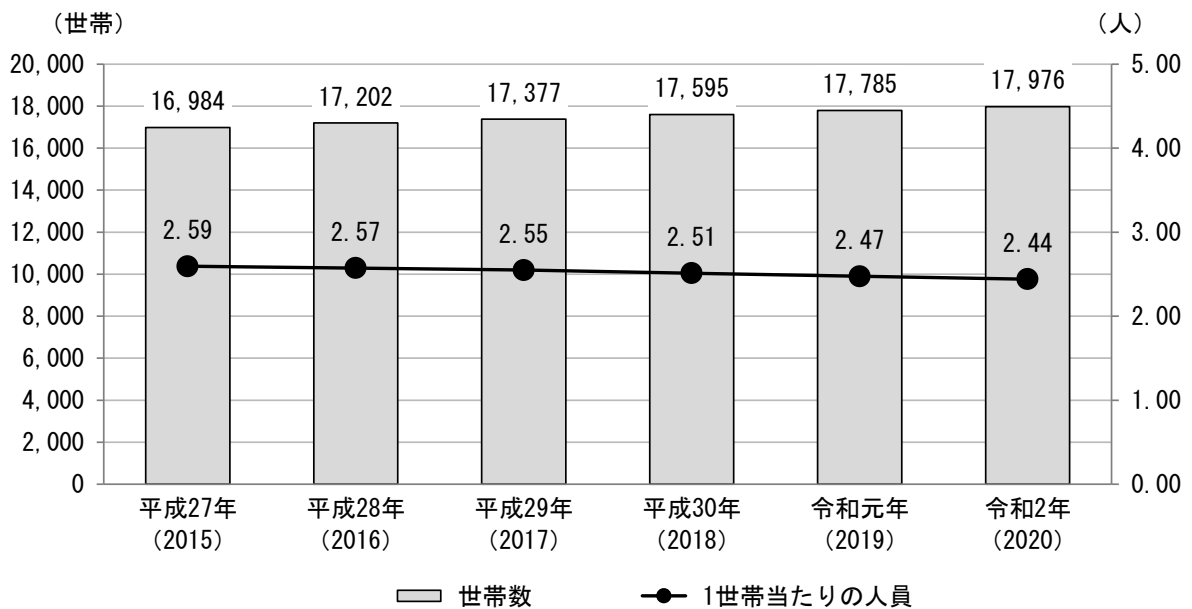
出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 世帯数の推移

住民基本台帳における本市の令和2年（2020）3月末の世帯数は17,976世帯と
なっています。平成27年（2015）以降、5年間の推移をみると増加が続いており、
平成27年（2015）と令和2年（2020）を比較すると992世帯（5.8%）増加し
ています。

一方、1世帯当たりの人員は減少傾向となっており、令和2年（2020）には2.44
人となっています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



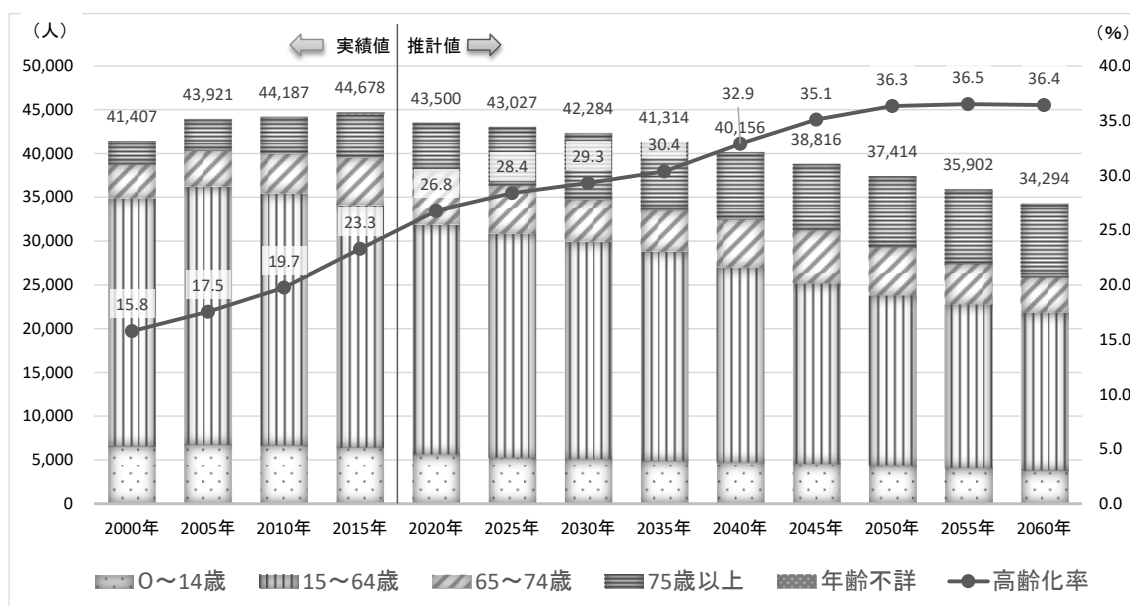
出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

③ 本市の将来人口

本市の人口は、国勢調査では平成 27（2015）年まで増加傾向にあり、平成 27（2015）年 10 月の国勢調査では 44,678 人になっています。令和 2（2020）年には減少に転じ、43,500 人、令和 7（2025）年には 43,027 人になると予測されています。

人口推計は、『岩沼市まち・ひと・しごと創生 総合戦略』の人口ビジョンの推計で、合計特殊出生率が令和 2（2020）年に 1.50、令和 7（2025）年に 1.55、令和 12（2030）年に 1.60、令和 22（2040）年に 1.65 に達し、20～40 代前半の移動減少対策を講じた場合で計算されたものです。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



出典：2015年までは総務省統計局「国勢調査」、2020年以降は『岩沼市まち・ひと・しごと創生 総合戦略』による人口推計

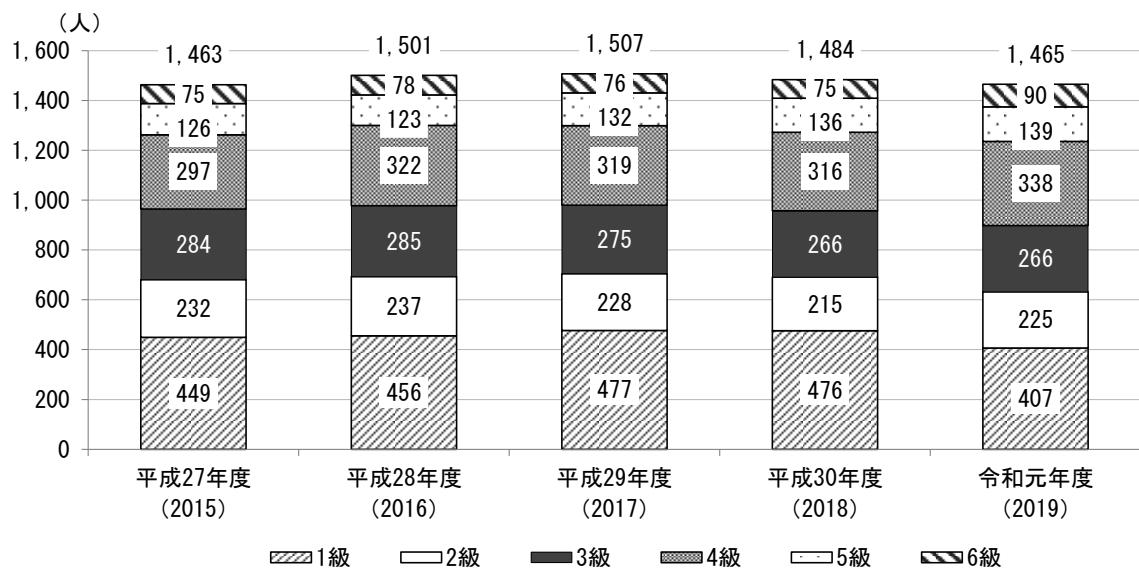
(2) 障害者数の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成27年度(2015)から平成30年度(2018)の間で重度(1級・2級)は700人前後とそれぞれ横ばいで推移していましたが、令和元年度(2019)は632人と減少しています。

障害別の推移をみると、平成27年度(2015)から令和元年度(2019)の間ではそれぞれ横ばいで推移しています。令和元年度(2019)末時点で、視覚障害が85人、聴覚・平衡機能障害が114人、音声・言語・そしゃく機能障害が17人、肢体不自由が755人、内部障害(心臓、腎臓、呼吸器、直腸、小腸など)が494人となっており、肢体不自由が全体の51.5%を占めています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



出典：「岩沼市 社会福祉課」(各年度3月末現在)

■障害種別身体障害者手帳所持者数・構成比の推移

単位：上段（人）/下段（％）

	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和元年度（2019）	
						18歳未満
身体障害者手帳所持者	1,463	1,501	1,507	1,484	1,465	24
視覚障害	87	89	87	83	85	2
構成比	5.9	5.9	5.8	5.6	5.8	8.3
聴覚・平衡機能障害	101	104	110	103	114	1
構成比	6.9	6.9	7.3	6.9	7.8	4.2
音声・言語・そしゃく機能障害	14	14	13	14	17	1
構成比	1.0	0.9	0.9	0.9	1.2	4.2
肢体不自由	812	809	794	777	755	16
構成比	55.5	53.9	52.7	52.4	51.5	66.7
内部障害	449	485	503	507	494	4
構成比	30.7	32.3	33.4	34.2	33.7	16.7

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

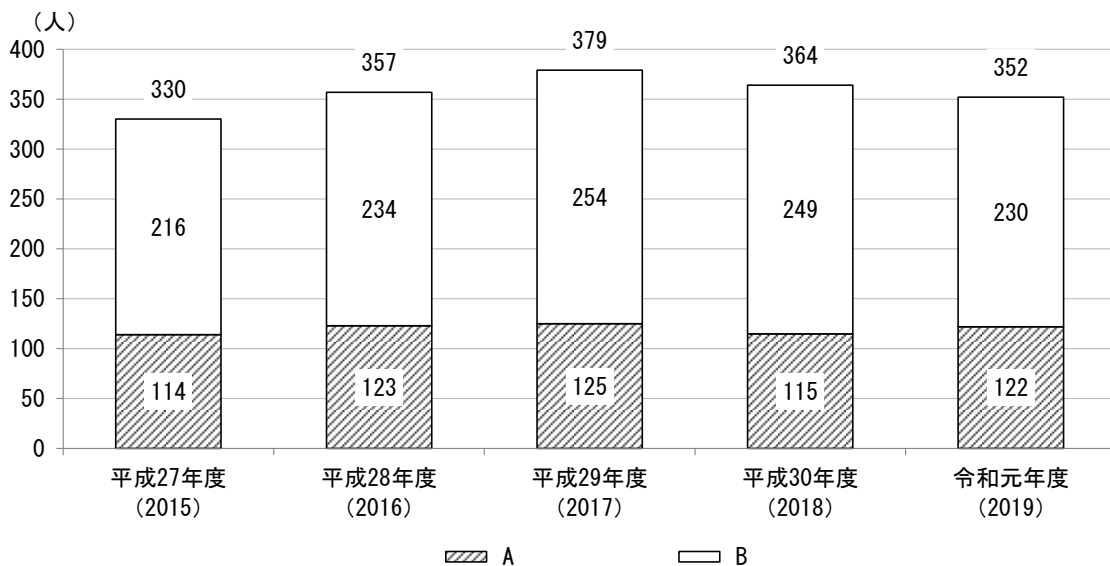
出典：「岩沼市 社会福祉課」（各年度3月末現在）

②療育手帳所持者（知的障害者）の推移

障害程度別に療育手帳所持者数の推移をみると、平成27年度（2015）から令和元年度（2019）の間でほぼ横ばいとなっています。

令和元年度（2019）末時点の障害程度別手帳所持者数は、療育手帳A（最重度～重度）が122人、療育手帳Bが230人となっており、療育手帳Bが全体の65.3%を占めています。

■療育手帳所持者数の推移



出典：「岩沼市 社会福祉課」（各年度3月末現在）

■判定別療育手帳所持者数・構成比の推移

単位：上段（人）/下段（％）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
療育手帳所持者	330	357	379	364	352
療育手帳A	114	123	125	115	122
構成比	34.5	34.5	33.0	31.6	34.7
療育手帳B	216	234	254	249	230
構成比	65.5	65.5	67.0	68.4	65.3

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%と異なる場合があります。

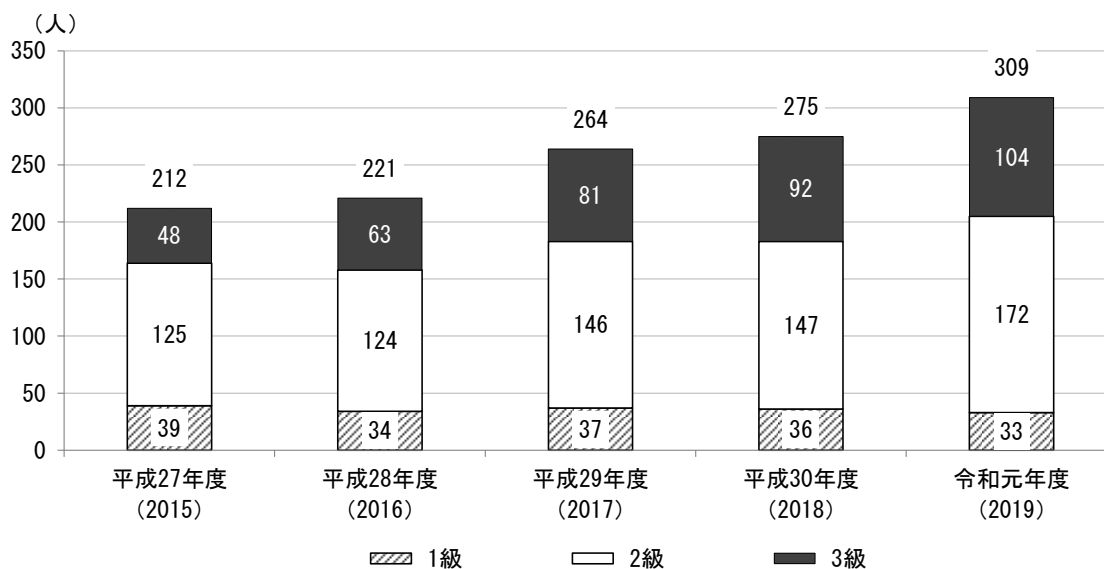
出典：「岩沼市 社会福祉課」（各年度3月末現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、1級（重度）は平成27年度（2015）から令和元年度（2019）の間で33人～39人で推移しています、2級、3級はいずれも増加傾向にあり令和元年度（2019）でそれぞれ172人、104人となっています。

自立支援医療（精神医療）受給者数は令和元年度（2019）末時点で671人となっています。平成27年度（2015）から4年間で58人（9.5%）増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：「岩沼市 社会福祉課」（各年度3月末現在）

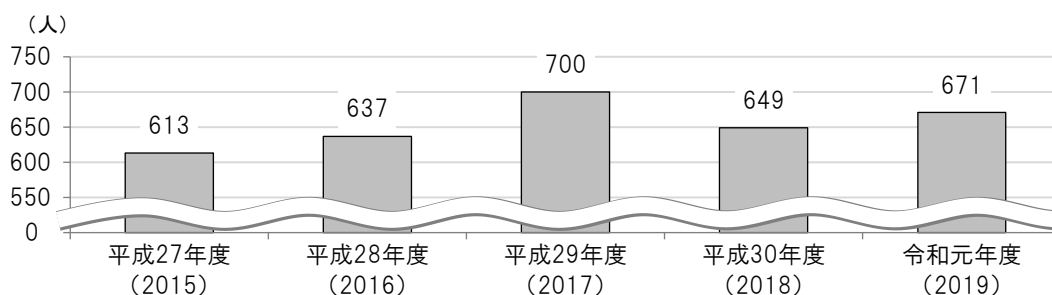
■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：上段（人） / 下段（％）

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
精神障害者保健福祉手帳所持者	212	221	264	275	309
1 級（重度）	39	34	37	36	33
構成比	18.4	15.4	14.0	13.1	10.7
2 級	125	124	146	147	172
構成比	59.0	56.1	55.3	53.5	55.7
3 級	48	63	81	92	104
構成比	22.6	28.5	30.7	33.5	33.7

※構成比は小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位で表記しており、各比率の合計が 100.0% とならない場合があります。
出典：「岩沼市 社会福祉課」（各年度 3 月末現在）

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

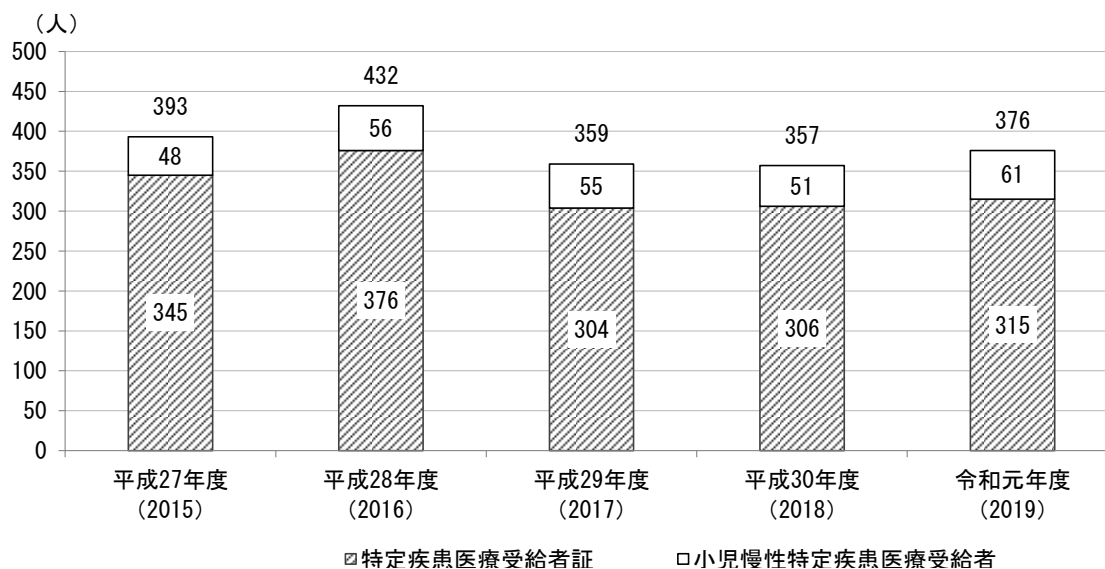


出典：「宮城県」（各年度 3 月末現在）

④ 難病患者等の状況の推移

令和元年度（2019）末時点の難病患者等数は 376 人となっています。平成 27 年度（2015）から令和元年度（2019）の推移をみると、359 人～432 人の間で推移しており、認定者の平均人数は 383 人となっています。

■難病患者等の推移



出典：「宮城県」（各年度 3 月末現在）

⑤ 発達障害

発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

発達障害をもつ児童生徒数（診断のある児、又は疑いのある児）を平成 28 年度（2016）と令和元年度（2019）で比較すると、小・中学校での通級による指導を受けている数が増加しています。

■発達障害児数の推移

単位：人

区分	平成 28 年度 (2016)	令和元年度 (2019)
未就学児(0～6 歳) 疑いのある未就学児を含む（※各年 1 月～12 月実績）	134	129
市内小学校	88	166
特別支援学級(情緒障害)	30	29
通級による指導	58	137
市内中学校	11	49
特別支援学級(情緒障害)	11	13
通級による指導	0	36
計	233	344

出典：「岩沼市 健康増進課／岩沼市 教育委員会」（各年度 5 月 1 日現在）

⑥ 保育所等における障害児数

本市の保育所及び障害児通園施設の在籍児童数は以下のようになっています。

■保育所等における障害児数

単位：人

区分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
保育所	0	0	0	1	5	1	7
母子通園施設	0	1	3	3	3	0	10
合計	0	1	3	4	8	1	17

出典：「岩沼市 子ども福祉課」（令和 2 年 4 月 1 日現在）

⑦ 特別支援学級・特別支援学校在籍児童生徒数

本市の特別支援学級在籍及び通級による指導を受けている児童生徒数は、令和2年度現在で、小学生が203人、中学生が65人、計268人となっています。

特別支援学校の在籍児童生徒数は、令和2年度現在で、小学生が20人、中学生が10人、計30人となっています。

■特別支援学級児童生徒数

単位：人

	小学校						小学校計	中学校			中学校計	計
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年		1学年	2学年	3学年		
特別支援学級	9	9	10	12	12	14	66	12	8	9	29	95
通級による指導	0	52	29	19	18	19	137	12	11	13	36	173
合計	9	61	39	31	30	33	203	24	19	22	65	268

出典：「岩沼市 教育委員会」（令和2年5月1日現在）

■特別支援学級障害別在籍者数

単位：人

	知的障害	情緒障害	病弱	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	計
小学校	31	29	3	3	0	0	66
中学校	14	13	1	1	0	0	29
合計	45	42	4	4	0	0	95

出典：「岩沼市 教育委員会」（令和2年5月1日現在）

■特別支援学校障害別在籍者数

単位：人

区分	小学校						小学校計	中学校			中学校計	合計
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年		1学年	2学年	3学年		
知的障害	2	3	6	1	2	0	14	5	1	3	9	23
病弱	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1
肢体不自由	0	1	1	0	0	0	2	0	0	1	1	3
聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚障害	0	1	0	1	0	1	3	0	0	0	0	3
合計	2	5	7	2	3	1	20	5	1	4	10	30

出典：「岩沼市 教育委員会」（令和2年5月1日現在）

⑧ 障害者雇用の状況

「障害者の雇用の促進に関する法律」において法定雇用率は企業ごとに決められています。宮城県の障害者雇用の状況は以下のとおりとなっています。

■民間企業における障害者の雇用状況の推移

区分	年度	企業数	障害者数	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業割合 (%)
			雇用障害者数(※)		
宮城県	平成 27 年	1,392	4,830.5	1.79	46.6
	平成 28 年	1,411	5,173.0	1.88	50.0
	平成 29 年	1,396	5,357.5	1.94	53.2
	平成 30 年	1,525	5,844.5	2.05	49.2
	令和元年	1,564	6,100.5	2.11	50.4
全国	令和元年	101,889	560,608.5	2.11	48.0

出典：宮城労働局 職業対策課（各年6月1日現在）

※企業数

雇用する労働者の数が常時 45.5 人（一定の特殊法人については常時 40 人）以上である事業主の数が主たる事業所（いわゆる本社）の所在地ごとにカウントされる。

※雇用障害者数

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者で短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）については 1 人分としてカウントされる。

精神障害者である短時間労働者は 0.5 人分としてカウントされる。

上記カウント方法のため、雇用障害者数には端数が生じている。

※実雇用率

民間企業における雇用率は以下のように定められる。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※法定雇用率

「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく、民間企業、国、地方公共団体が雇用しなければならない障害者の割合。

平成 30 年 4 月 1 日からの一般の民間企業（45.5 人以上の規模の企業）における法定雇用率は 2.2%。

令和 3 年 4 月 1 日からは 2.3%に引き上げられる予定。

■障害者職業紹介業務取扱い状況

区分	年度	有効求職者数	紹介件数	就職件数
宮城県	平成 27 年	3,759	6,734	1,656
	平成 28 年	3,936	6,479	1,616
	平成 29 年	4,005	6,775	1,717
	平成 30 年	4,100	6,817	1,848
	令和元年	4,132	7,283	1,831

出典：宮城労働局 職業対策課（各年度3月末現在）

※有効求職者数

求人申込をした障害者数（仕事を求めている障害者数）であり、前月から繰り越し数と3月の新規求職者数の合計。

※就職件数

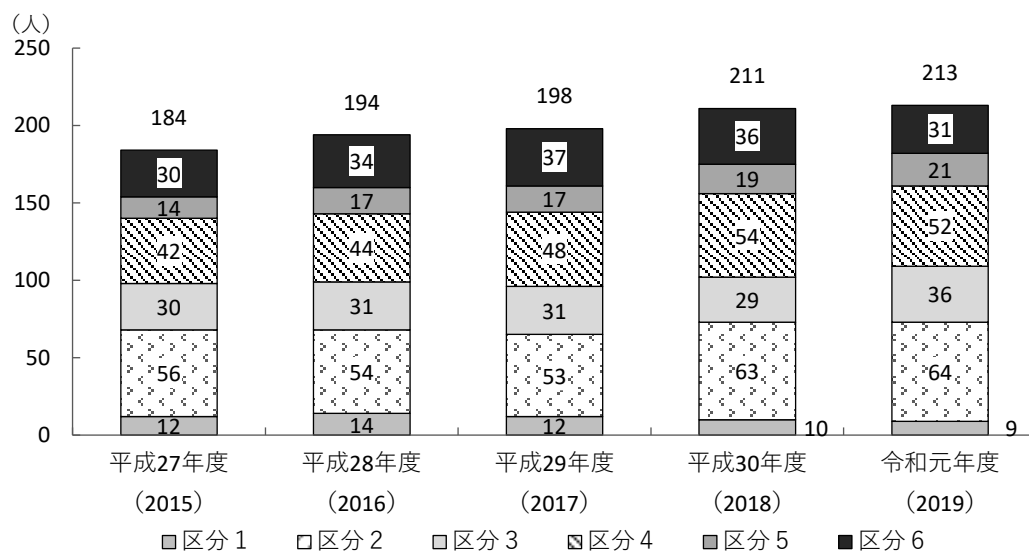
就労に結び付いた障害者数。

2. 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害支援区分認定者数の推移

本市の障害支援区分認定者数は増加しており、令和元年度現在、213人となっています。障害支援区分ごとにみると、区分2が64人で最も多く、全体の約3割を占めています。

■障害支援区分認定者数の推移



出典：「岩沼市 社会福祉課」（各年度3月末現在）

(2) 障害支援区分別サービス利用者数の推移

① 訪問系、日中活動系サービス

訪問系サービスは、利用時間が増加傾向にあります。

日中活動系サービスは、ほぼ横ばいで推移しており、サービスの種類ごとにみると、生活介護、就労継続B型の利用が多くなっています。

■訪問系、日中活動系サービス等の利用実績

			第4期(実績)		第5期(実績)		第5期(目標値)	
			平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	人数	54	58	60	50	60	60
		時間	898	1,122	1,277	1,456	987	990
日中活動系	生活介護	人数	52	49	51	53	56	56
		日数	1,138	1,059	1,065	1,107	1,210	1,215
	機能訓練	人数	0	0	1	0	0	0
		日数	0	0	20	0	0	0
	生活訓練	人数	5	4	7	5	7	7
		日数	174	73	112	93	223	219
	宿泊型自立訓練	人数	5	1	2	1	5	5
	就労移行支援	人数	18	15	18	13	21	22
		日数	344	265	295	191	401	420
	就労継続A型	人数	6	4	6	6	8	8
		日数	123	71	135	126	148	146
	就労継続B型	人数	101	111	113	123	107	112
		日数	1,793	1,932	1,884	2,065	1,881	1,968
	就労定着支援	人数	—	—	4	6	4	6
		日数	—	—	—	—	—	—
	療養介護	人数	10	10	10	9	11	11
日数		—	—	—	—	—	—	
短期入所(福祉型)	人数	24	31	32	31	26	27	
	日数	81	107	126	108	92	97	
短期入所(医療型)	人数	1	3	4	2	3	3	
	日数	4	8	13	4	12	12	

出典：「岩沼市 社会福祉課」（各年3月利用分）

② 居住系サービス

居住系サービスは、令和元年度（2019）時点で、グループホームの利用が51人、施設入所支援の利用が32人となっています。

■居住系サービス等の利用実績

		第4期（実績）		第5期（実績）		第5期（目標値）	
		平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）
居住系サービス	人数	46	47	43	51	123	123
自立生活援助	人数	—	—	0	0	39	37
グループホーム	人数	46	47	43	51	50	52
施設入所支援	人数	35	34	35	32	34	34

出典：「岩沼市 社会福祉課」（各年3月利用分）

③ 相談支援

相談支援は、横ばいで推移しています。

■相談支援等の利用実績

		第4期（実績）		第5期（実績）		第5期（目標値）	
		平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）
計画相談支援	人数	96	86	76	91	98	98
地域移行支援	人数	0	0	0	0	2	2
地域定着支援	人数	0	0	0	0	2	2

出典：「岩沼市 社会福祉課」（各年3月利用分）

④ 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用が多くなっています。

■障害児通所支援の利用実績

		第4期（実績）		第5期（実績）		第5期（目標値）	
		平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）
児童発達支援	人数	13	16	13	17	13	13
	日数	117	158	96	183	116	116
居宅訪問型児童発達支援	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人数	69	69	71	78	70	70
	日数	778	837	934	918	805	822
保育所等訪問支援	人数	0	0	0	1	1	1
	日数	0	0	0	1	1	1

出典：「岩沼市 社会福祉課」（各年3月利用分）

⑤ 障害児相談支援

本市での障害児相談支援は、以下のとおりです。

■障害児相談支援の利用実績

		第4期（実績）		第5期（実績）		第5期（目標値）	
		平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）
障害児相談支援	人数	21	16	19	28	24	24

出典：「岩沼市 社会福祉課」（各年3月利用分）

3. 障害のある人の意向等（アンケート調査結果）

（1）住まいや暮らしについて

① 現在の暮らし

現在の暮らしをみると、家族や親族等と暮らしている方が7割強と多くを占めていますが、約1割はひとり暮らしとなっています。前回調査と比較すると“60～64歳”のひとり暮らしの方の割合が増加しています。

■現在の暮らしについて（年齢別・前回比較）

	自宅やアパートなどでひとり暮らし		自宅で家族や親族と暮らしている	
	前回調査 （平成29年度）	今回調査 （令和2年度）	前回調査 （平成29年度）	今回調査 （令和2年度）
全体	9.7%	10.5%	80.4%	74.2%
小学生未満	0.0%	0.0%	100.0%	85.7%
小学生～17歳	3.3%	0.0%	96.7%	100.0%
18～29歳	4.3%	0.0%	91.3%	82.1%
30～39歳	0.0%	0.0%	83.3%	81.8%
40～49歳	11.8%	9.4%	82.4%	59.4%
50～59歳	9.1%	9.4%	81.8%	75.0%
60～64歳	19.4%	24.1%	66.7%	69.0%
65歳以上	10.8%	12.8%	77.9%	72.1%

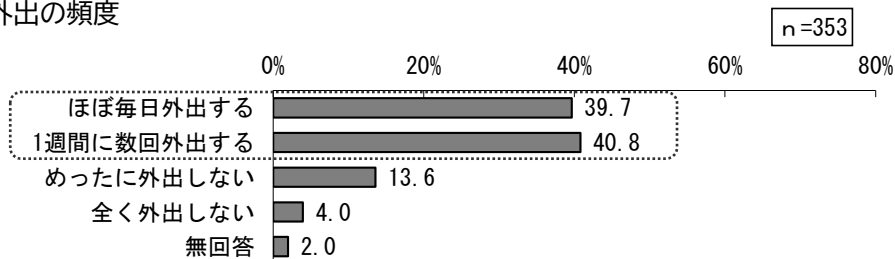
(2) 日中活動や就労について

①日中活動について

外出の頻度については、8割以上の方が1週間に数回以上外出しています。外出の際に困ることや外出しない理由としてはバリアフリーに関すること、公共交通機関が少ないこと等が上位に挙げられています。

平日の日中の主な過ごし方としては「自宅で過ごしている」が約3割、ついで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」、「専業主婦(主夫)をしている」が多くなっています。

■外出の頻度



■外出する時に困ることまたは外出しない理由（上位3項目）

第1位	第2位		参考
道路や駅に階段や段差が多い 15.6%	公共交通機関が少ない (ない)	列車やバスの乗り降りが困難	特にな 31.4%

■平日の日中の主な過ごし方（上位3項目）

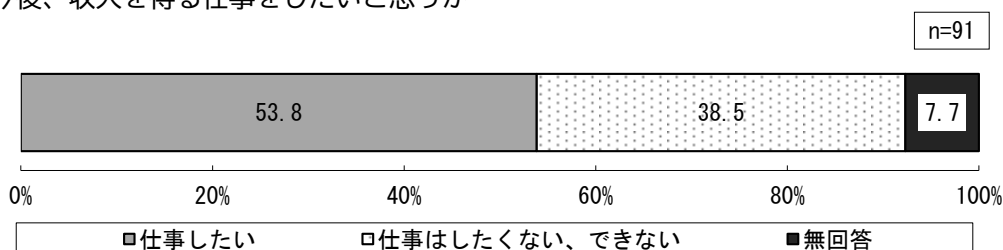
第1位	第2位	第3位
自宅で過ごしている 31.7%	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている 16.4%	専業主婦(主夫)をしている 14.2%

② 障害者の就労支援

会社勤めや自営業、家業などで収入を得る仕事をしていない18～64歳の方のうち、半数以上が収入を得る仕事をしたいと回答しています。

障害者の就労支援として、必要なことは「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が上位に挙げられています。

■今後、収入を得る仕事をしたいと思うか



■障害者の就労支援として、必要なこと（上位3項目）

第1位	第2位	第3位
職場の上司や同僚に障害の理解があること 42.8%	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること 34.6%	具合が悪くなった時に気軽に通院できること 30.9%

(3) 相談相手について

福祉サービスに関する情報の入手先については、「行政機関の広報誌」、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「家族や親せき」が上位に挙げられています。相談支援事業所の認知度を前回と比較すると“知っている”方の割合が増加しています。

■福祉サービスに関する情報の入手先（上位3項目）

第1位	第3位
行政機関の広報誌 34.6%	家族や親せき 31.4%
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	

■相談支援事業所を知っているか（前回比較）

	知っており、利用したことがある	知っているが、利用したことはない	知らないが、今後利用したい	知らないし、今後の利用も考えていない
前回調査 (平成29年度)	19.1%	23.8%	30.7%	21.2%
今回調査 (令和2年度)	25.5%	27.8%	19.8%	19.3%

(4) 障害福祉サービス利用について

① 今後、利用したいサービス

今後利用したいサービスについては、「福祉タクシー利用・自動車等燃料費助成事業」、「計画相談支援」、「障害者相談支援事業」等の割合が高くなっています。

■訪問系サービス		
1	ホームヘルパーによる介護（居宅介護）	10.5%
2	重度訪問介護	3.1%
3	同行援護	4.0%
4	行動援護	4.5%
5	重度障害者等包括支援	3.1%
6	短期入所（ショートステイ）	8.2%
7	自立生活援助	5.9%
■日中活動系サービス		
1	生活介護	3.7%
2	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	8.5%
3	宿泊型自立訓練	3.4%
4	就労移行支援	4.5%
5	就労継続支援（A型、B型）	9.6%
6	就労定着支援	4.8%
7	療養介護	2.0%
■居住系サービス		
1	共同生活援助（グループホーム）	7.4%
2	施設入所支援	6.2%

■障害児支援サービス		
1	障害児相談支援	5.4%
2	児童発達支援	3.1%
3	放課後等デイサービス	6.5%
4	保育所等訪問支援	1.7%
5	医療型児童発達支援	0.8%
6	居宅訪問型児童発達支援	0.6%
■相談支援サービス		
1	計画相談支援	14.7%
2	地域移行支援	1.7%
3	地域定着支援	2.0%
■地域生活支援事業等サービス		
1	障害者相談支援事業	11.3%
2	移動支援事業	3.1%
3	成年後見制度利用支援事業	5.4%
4	意思疎通支援事業	2.8%
5	日常生活用具給付事業	6.8%
6	補装具費支給事業	6.2%
7	地域活動支援センター事業	5.7%
8	訪問入浴サービス事業	1.7%
9	障害者職親委託事業	1.1%
10	日中一時支援事業	5.7%
■市独自事業		
1	更生訓練費給付事業	1.7%
2	自動車免許取得および自動車改造費助成事業	7.9%
3	福祉タクシー利用・自動車等燃料費助成事業	28.6%

② 利用していない、利用できなかったサービス（自由記述）

利用していない、利用できなかったサービスについて、「短期入所（ショートステイ）」、「福祉タクシー利用事業・自動車等燃料費助成事業」、「意思疎通支援事業」等が挙げられています。

■利用していない、利用できなかったサービス及びその理由（主なものを抜粋）

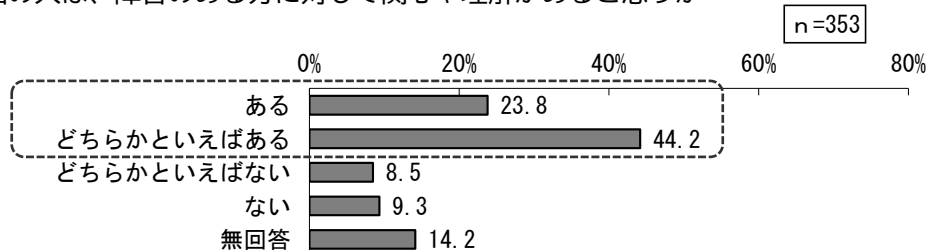
サービス	理由
短期入所（ショートステイ）	○希望する事業所が見つからない。どういところがあるか知らない。 ○コロナウイルス感染症の影響。
福祉タクシー利用・自動車等燃料費助成事業	○役所へ行く時間がない。
意思疎通支援事業	○事業の存在を知らなかった。

（５）権利擁護について

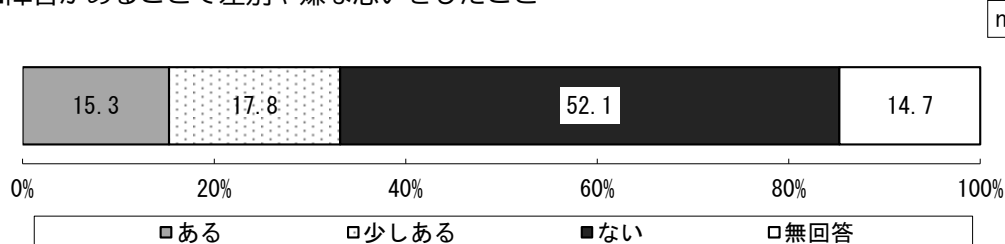
周囲の人の障害への理解については、「ある」、「どちらかといえばある」と回答した割合が約7割となっています。

差別や嫌な思いをしたことが「ある」、「少しある」と回答した割合は3割強となっており、差別や嫌な思いをした場所は「外出中」、「学校・仕事場」が上位に挙げられています。

■周囲の人は、障害のある方に対して関心や理解があると思うか



■障害があることで差別や嫌な思いをしたこと



■どのような場所で差別や嫌な思いをしたか（上位3項目）

第1位	第2位	第3位
外出中	学校・仕事場	住んでいる地域
40.2%	37.6%	27.4%

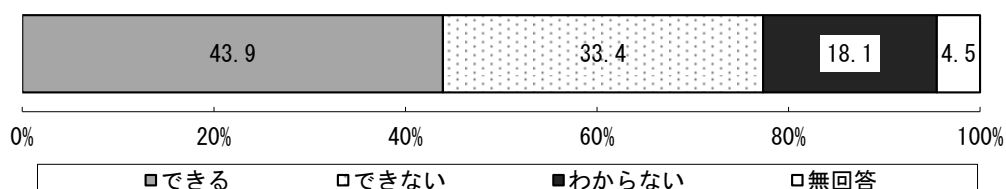
（6）災害時の対応について

災害時の対応については、災害時に一人で避難できない方、近所に助けてくれる人がいない方がともに3割強となっています。

今後、災害が起きたら、どのようなことに不安を感じるかについては、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」、「一人では避難できない」、「自分の障害特性を周りの人が理解してくれるか不安」が上位に挙げられています。

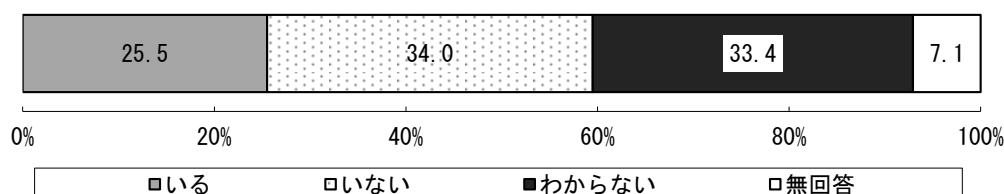
■火事や地震等の災害時に一人で避難できるか

n=353



■家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいるか

n=353



■災害が起きたら、どのようなことに不安を感じるか（上位3項目）

第1位	第2位	第3位
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	一人では避難できない	自分の障害特性を周りの人が理解してくれるか不安
42.2%	40.5%	38.0%

(7) 療育・教育について

療育や教育で困っていることとしては、「進級、進学や支援者が変わるなどの理由で支援が継続されない、または連携が不十分」、「家族が療育できる知識や技術を学ぶ機会がない」等が上位として挙げられています。

生活する上で困っていることとしては、「介護者の休息や兄弟の行事などの時に、預けられるところが少ない、またはない」、「介護者の休息や兄弟の行事などの時に、預けられる時間が短い」等が上位に挙げられています。

■障害のある子どもの療育や教育について、困っていること（上位3項目）

第1位	第2位	第3位	参考
進級、進学や支援者が変わるなどの理由で支援が継続されない、または連携が不十分 25.9%	家族が療育できる知識や技術を学ぶ機会がない 22.2%	療育や教育に関する情報が不十分、または得られない・療育を受けられるサービスが不十分、または受けられない 18.5%	特に困っていることはない 37.0%

■障害のある子どもと生活する上で、困っていること（上位3項目）

第1位	第2位	第3位	参考
介護者の休息や兄弟の行事などの時に、預けられるところが少ない、またはない 32.1%	介護者の休息や兄弟の行事などの時に、預けられる時間が短い 21.4%	家族の仕事の時に、子どもを預けられる時間が短い・他3項目 17.9%	特に困っていることはない 35.7%

(8) 事業所アンケートからみる今後のサービス提供の意向

① 新規参入あるいは拡大を検討しているサービスについて

障害福祉サービス提供事業所に対し、今後のサービスの見通しについてうかがったところ、新規参入あるいは拡大を検討しているサービスとして、「児童発達支援」、「共同生活援助（グループホーム）」がそれぞれ1事業所で挙げられています。

■新規参入・拡大を検討しているサービス

サービス名	整備年	事業所数	新規(拡大)人数
児童発達支援	令和3年4月	1	3
共同生活援助（グループホーム）	未定	1	5

② 不足している地域資源について

不足している地域資源は、「グループホーム」と「短期入所施設」が最も多く、それぞれ3事業所から挙げられました。その他の意見については1事業所ずつ回答がありました。

第1位		第3位
グループホーム	短期入所施設	その他の意見
3事業所		1事業所

[その他の意見]

- ・見守りサービス
- ・送迎付き就労施設
- ・医療的ケア児者の利用の場全般（入所、通所、居宅サービス）
- ・強度行動障害者の支援の場
- ・介護福祉士資格保有者
- ・計画相談支援事業所
- ・地域生活支援事業所
- ・障害の有無にかかわらず雨の日に気兼ねなく遊べるスペース（個人でも、事業所単位でも使用可能な場所）
- ・金銭管理に関する支援
- ・移動手段（オンデマンドタクシー）

4. 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行促進については、地域生活移行者の増加と施設入所者の削減を目標に掲げています。

このうち、地域生活移行者の増加については、平成28年度末時点の施設入所者数のうち、令和2年度末までに地域生活に移行した人数を目標値としており、令和2年度までの目標値として、平成28年度末時点の施設入所者数35人のうちの9%に当たる3人を目標としていましたが、令和元年度時点では2.9%に当たる1人が地域生活に移行するにとどまっています。

また、施設入所者の削減については、平成28年度末時点の施設入所者数のうち、2.9%に当たる1人を削減することを目標としていましたが、令和元年度時点で9%に当たる3人が削減実績となっています。

項目	令和2年度 目 標	令和元年度 実 績
年度末時点の施設入所者数	34人	32人
地域生活移行者数	3人	1人
平成28年度末時点の施設入所者数35人に対する割合	9%	2.9%
施設入所者の削減	1人	3人
平成28年度末時点の施設入所者数35人のうちの割合	2.9%	9%

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場については、介護福祉課が開催している「地域ケア共有会議」を活用することとしました。

項 目	令和2年度目標	実 績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和2年度末までに、市内に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置。	介護福祉課が開催している「地域ケア共有会議」を活用している。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指しています。

本市では平成 29 年度に面的に整備し、緊急時の受け入れ体制として、障害者緊急ショートステイ事業を開始しました。また、令和 2 年度からは、小学校区ごとに相談支援事業所を設置するとともに、基本相談専属の相談員を配置し、相談機能の充実に努めました。

項目	令和 2 年度目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	平成 29 年度に整備済みであり、さらなる充実を図る。	平成 29 年度に面的整備済み。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行については、圏域の障害者就業・生活支援センター、障害当事者の方や、就労に関する機関と連携して、一般就労への移行を図っています。

令和 2 年度の目標としては、福祉施設から一般就労への移行者数として 8 人を目標値としていましたが、令和元年度時点で 7 人となっています。

また、就労移行支援事業所の利用者数として 22 人を令和 2 年度の目標値としていましたが、令和元年度時点で 13 人となっています。

就労定着支援による 1 年後の職場定着率については、令和 2 年度の目標値を 80% としていましたが、令和元年度時点で 100% となっており、目標を達成できています。

目 標	令和2年度 目 標	令和元年度 実 績
福祉施設から一般就労への移行者数 (平成28年度実績5人の1.5倍以上)	8人 (1.6倍)	7人 (1.4倍)
就労移行支援事業所の利用者数 (平成28年度末時点の利用者数18人から2割以上増加)	22人 (122%)	13人 (72%)
就労移行率が3割以上の事業所数・割合 (全体の5割以上)	1事業所 (50%)	0
就労定着支援による1年後の職場定着率 (1年後の職場定着率が8割以上)	80%	100%

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについて、近隣市町での設置も視野に令和2年度までに1か所の設置を目標値としていましたが、令和元年度時点では未設置となっています。

一方、保育所等訪問支援を利用できる事業所については、近隣市町での設置も視野に令和2年度までに1か所の設置を目標値としていましたが、令和元年度時点で2か所設置しており、目標を達成できています。

医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための協議の場については、平成30年度に自立支援協議会子ども支援部会を設置し、医療的ケア児も含めた障害児支援体制の構築に関する検討を行っています。

目 標	令和2年度 目 標	令和元年度 実 績
児童発達支援センターの設置数	近隣市町での設置 も視野に1か所	0か所
保育所等訪問支援を利用できる事業所の設置数	近隣市町での設置 も視野に1か所	2か所
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置数	市単独で 1か所	0か所
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置数	市単独で 1か所	0か所
医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための 協議の場の設置	平成30年度に 市単独で設置	設置

5. 障害のある人の現状


障害のある人の現状について、以下のとおり整理します。

- 障害者数の状況について、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 27 年度（2015）から令和元年度（2019）の4年間で 97 人増加しています。
- 自立支援医療（精神医療）受給者数も同様の傾向にあり、平成 27 年度（2015）から4年間で 58 人増加しています。
- 障害支援区分認定者数についても同様の傾向にあり、平成 27 年度（2015）から4年間で 29 人増加しています。
- アンケート調査結果をみると、現在の暮らしについて、家族や親族等と暮らしている方が7割強と多くを占めていますが、約1割はひとり暮らしとなっています。前回調査と比較すると“60～64 歳”のひとり暮らしの方の割合が増加しています。
- 相談支援事業所の認知度を前回と比較すると“知っている”と回答した方の割合が増加しています。
- 障害のある子どもをもつ保護者の困りごとについては、療育や教育の場面では、進級、進学時の連携が不十分であること、家族が療育について学ぶ機会がないという回答が上位に挙げられています。
- 生活の場面では、介護者の休息や兄弟の行事などの時に、預けられるところが少ない、またその時間が短いという回答が上位に挙げられています。
- 災害時の対応について、家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいるかとの設問には、約7割の方が“いない”または“わからない”と回答しています。
- 災害時に不安を感じることについては、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」、「一人では避難できない」、「自分の障害特性を周りの人が理解してくれるか不安」が上位に挙げられています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標と展開
3. 施策の体系
4. 障害福祉計画の施策体系

1. 基本理念

本市においては、いわぬま未来構想に基づく各種施策の推進、市民一人ひとりが、健康で長生きし、幸せを追求・実感することができる、「があふれる“健幸”先進都市 いわぬま」を目指したまちづくりを進めています。

また、平成 23 年度に「岩沼市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、基本理念として掲げた「障害のあるひと、ないひと、みんなでつくる、福祉のまちいわぬま」の実現のため、地域で自立して生活できるまち、自らの能力を發揮して自己実現ができるまち、快適で安心して暮らせるまちへの想いをしっかりと見つめ、障害福祉施策の推進に努めてきました。

この間に、国では障害者権利条約を批准し、国際的な協調の下で共生社会の実現に向けた取り組みを行っています。障害者権利条約では、「障害」で被る不利益を「医学的な要因によるもの」として捉えるのではなく、社会における様々な障壁によって生ずる「社会的障壁によるもの」として捉えており、国においても、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ※の向上と心のバリアフリーを推進しています。

さらに、本市においても、保健・福祉分野の総合計画である岩沼市地域福祉計画が策定され、本計画も地域福祉計画の理念等に基づく個別計画と位置づけられました。

新しい「岩沼市障害者計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）」は、これらの考え方を踏まえた上で、

1. 自分らしく暮らせる障壁のない地域をつくる
2. 自らの能力を生かし、生きがいや役割をもてる支援体制をつくる
3. 障害のある方の人権や権利をみんなで守る

を基本目標とし、『障害があっても 地域の中で役割や生きがいをもって 自分らしく生きられる まち いわぬま』を目指し、施策の実現に努めてまいります。

なお、そのまちづくりは、地域共生社会の実現の一翼を担うものです。

**障害があっても 地域の中で役割や生きがいをもって
自分らしく生きられる まち いわぬま**

※ アクセシビリティ：情報の入手のしやすさ、施設や機器の利用のしやすさ。年齢や身体障害等による利用の障壁を取り除き、障害等の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、交通手段や施設等の利用、諸活動への参加ができること。

2. 基本目標と展開

《基本目標1》

自分らしく暮らせる障壁のない地域をつくる

【基本方針】 障害があっても、分け隔てられることなく、お互いに尊重しあいながら、ともに生きる地域の実現を目指します。

- 【基本施策】
- 1 総合的な障害福祉システムの構築
 - 2 相互理解の推進
 - 3 次世代を担う子どもたちへの福祉教育の充実
 - 4 ユニバーサルデザインの推進
 - 5 文化芸術、スポーツ活動の充実
 - 6 障害者就労の総合的支援の推進
 - 7 障害者の防災対策の推進

《基本目標2》

自らの能力を生かし、生きがいや役割をもてる支援体制をつくる

【基本方針】 障害があっても、人とのつながりの中で多様な能力を十分に活かし、自分らしく輝くことが生きがいとなるまちづくりを目指します。

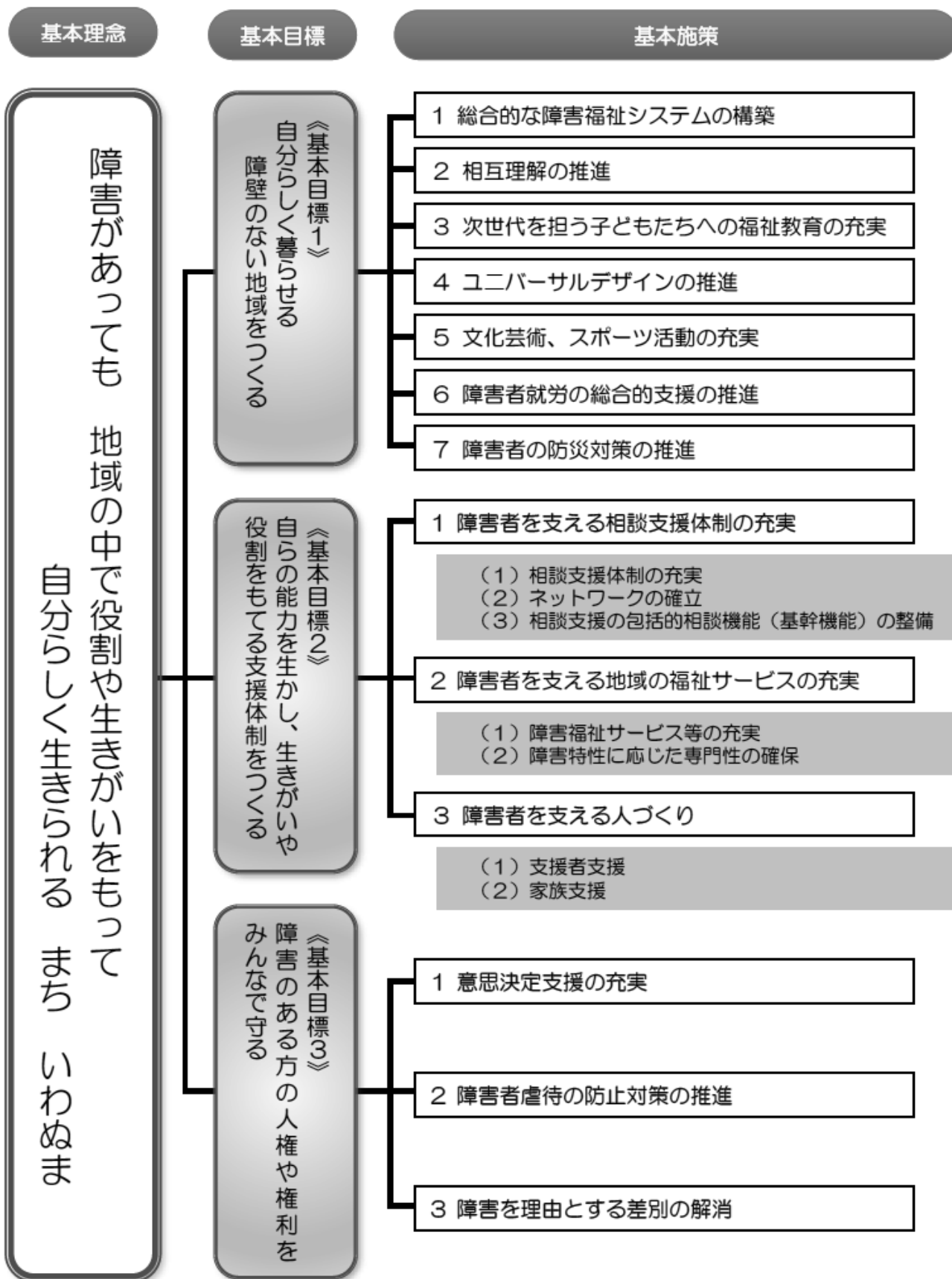
- 【基本施策】
- 1 障害者を支える相談支援体制の充実
 - 2 障害者を支える地域の福祉サービスの充実
 - 3 障害者を支える人づくり

《基本目標3》
障害のある方の人権や権利をみんなで守る

【基本方針】 障害があっても、人権を損なうことなく、障害者に配慮し、障害に基づくいかなる差別もなくし、みんなで権利を守ることを目指します。

- 【基本施策】
- 1 意思決定支援の充実
 - 2 障害者虐待の防止対策の推進
 - 3 障害を理由とする差別の解消

3. 施策の体系



4. 障害福祉計画の施策体系

障害福祉サービス	(1) 訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ■居宅介護（ホームヘルプサービス） ■重度訪問介護 ■同行援護 ■行動援護 ■重度障害者等包括支援
	(2) 日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ■生活介護 ■自立訓練（機能訓練） ■自立訓練（生活訓練） ■自立訓練（宿泊型自立訓練） ■就労移行支援 ■就労継続支援 ■就労定着支援 ■療養介護 ■短期入所（ショートステイ）
	(3) 居住支援・施設系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ■自立生活援助 ■共同生活援助(グループホーム) ■施設入所支援
	(4) 相談支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ■計画相談支援 ■地域移行支援 ■地域定着支援
障害児福祉サービス (障害児福祉計画)	(1) 障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ■児童発達支援 ■医療型児童発達支援 ■放課後等デイサービス ■保育所等訪問支援 ■障害児入所支援 ■障害児相談支援 ■居宅訪問型児童発達支援
	(2) 障害児子ども子育て支援等の地域資源の提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■保育所（園） ■認定こども園 ■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ■母子通園施設 ■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ■地域子育て支援拠点事業
地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業 (7) 日常生活用具給付事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業 (9) 移動支援事業 (10) 地域活動支援センター事業 (11) 訪問入浴サービス事業 (12) 障害者職親委託事業 (13) 日中一時支援事業 	
地域生活支援促進事業	(1) 障害者虐待防止対策支援事業	
岩沼市独自事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 更生訓練費給付事業 (2) 障害者雇用奨励金交付事業 (3) 自動車運転免許取得費助成事業及び身体障害者自動車改造費助成事業 (4) 福祉タクシー利用助成事業・障害者自動車等燃料費助成事業 	

第4章 施策・取り組みの総合的展開

- 基本目標 1. 自分らしく暮らせる障壁のない地域をつくる
- 基本目標 2. 自らの能力を生かし、生きがいや役割をもてる
支援体制をつくる
- 基本目標 3. 障害のある方の人権や権利をみんなで守る

基本目標 1. 自分らしく暮らせる障壁のない地域をつくる

障害があっても、分け隔てられることなく、お互いに尊重しあいながら、ともに生きる地域の実現を目指します。

ともに生きる地域とするには、地域社会で「障害のあるなしにかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を目指さなくてはなりません。

福祉に関するアンケート調査では、障害者の生活への関心は7割弱^{※1}となっていますが、30～39歳の障害者の2割弱^{※2}が、障害のことや福祉サービス等に関する情報について、「入手する必要がある」と回答しており、壮年期の方の関心が薄くなっていることから、誰もがわかりやすい啓発・広報活動を推進し、障害のある人と地域住民との交流機会を設け、福祉への理解と教育への関心を高めることが重要です。

自分らしく暮らせるまちとするためには、障害についての周囲の理解とともに、自立した生活ができる環境の整備が重要になってきます。就労はもとより、一般就労が困難な障害者の就労を促進するための日中活動の場の確保、地域生活への移行、地域生活の継続に必要な住まいの場と日中活動の場の整備に努める必要があります。

また、日常生活を潤いのあるものとし、孤独感や疎外感を抱かない人々を増やしていくために、ハード・ソフト両面について利用の障壁とならないようユニバーサルデザインに基づいた取り組みを推進するとともに、文化芸術・スポーツ等の取り組みを充実させていきます。

災害時への対策は、豊かな暮らしの基盤となるものです。災害時等の緊急時に対応が難しくなる社会的に弱い立場の人々への対策を整え、災害時の備えについて検討を重ねていきます。

※1 福祉に関するアンケート調査で「周囲の人は、障害のある方に対して関心や理解があると思うか」についての設問に対し、「ある」、「どちらかといえばある」と回答した方の割合。

※2 福祉に関するアンケート調査で「障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手源」についての設問に対し、「入手する必要がある」と回答した「30～39歳」の方の割合。

1. 総合的な障害福祉システムの構築

「障害」は、身体・知的・精神というくくりだけでなく、各自の個性と同様に多様であり、社会との関係性の中で必要とされる支援も異なってきます。複合化するニーズに対応するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の様々な関係機関が連携を図り、総合的な障害福祉システムの構築に向けて取り組んでいきます。

また、地域生活支援拠点等を面的に整備し、障害のある人を取り巻く環境の変化等に迅速に対応していきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
★ 自立支援協議会	障害のある人等への支援体制に関する地域課題を共有し、問題解決のための方策等について協議を行います。障害の特性に応じ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。	社会福祉課
複合的課題解決への縦割りを越えた連携体制の構築	高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへ対応できるよう、情報共有会議等を継続しつつ、市全体の福祉サービスの課題を整理し、複合的課題解決に向けた望ましい支援体制構築に向けた検討を行います。	社会福祉課
★ 地域生活支援拠点等の整備	障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」においても、地域での生活の維持を図るために地域生活支援拠点等を面的に整備し、障害のある人を取り巻く環境等に迅速に対応しながら、さらなる充実を図ります。	社会福祉課

注) 表中の「★」は、障害福祉計画との重複を表しています。(以下、同様です。)

2. 相互理解の推進

「障害」で被る不利益は「社会的障壁によるもの」という観点から、障壁の一つとなっている理解不足を解消していくために、相互理解への取り組みを進めていきます。

地域で生活するすべての人が、障害について理解し、互いを尊重できるように、より一層の情報提供と啓発活動に取り組んでいきます。また、多くの人々が福祉への理解や関心を高める方法や手段について検討し、多様な媒体を活用した啓発・広報活動の推進を図ります。

また、障害福祉サービスを担う人材確保のため、関係者が連携しながら広報活動等を行っていきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
<p>情報発信・啓発活動 ・福祉人材の確保</p>	<p>市広報、市のホームページを活用するとともに、啓発パンフレット等を作成し、障害や障害のある人について広く情報を発信します。「障害者週間」等における啓発活動により市民や地域の企業の理解を深めます。</p> <p>また、障害福祉サービスを担う人材確保のため、研修の実施や、障害福祉の現場が働きがいのある職場であることの積極的な周知・広報活動を行います。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>地域住民との 交流機会の拡充</p>	<p>障害のある人と地域住民との交流の機会を拡充し相互の理解を促進するため、障害者団体や福祉団体等の取り組むスポーツ・文化・芸術活動やイベントの開催を支援し、地域住民の積極的な参加を促します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>★ 理解促進研修・ 啓発事業</p>	<p>障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域、小学校や中学校において、精神障害や発達障害等目に見えない障害を含め、広く障害の特徴や障害のある人に対する理解を深める研修等を行います。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>障害者自主生産品販売における交流機会の拡充</p>	<p>地域住民との交流の機会を増やす一つとして、販売を通じた就労支援の場（*注）を継続します。また、岩沼市等が行う様々なイベントにおいて、福祉サービス事業所等が作品や生産物等を販売できるよう支援します。</p>	<p>社会福祉課</p>

（*注）市の指定管理者が管理運営。市内の福祉サービス事業所の生産物等を販売する。

3. 次世代を担う子どもたちへの福祉教育の充実

地域、学校等において、障害のある人とふれあう機会をもつことで、障害のある人に対する理解を深める継続的な福祉教育の推進に努めます。また、相互理解を深めるための活動を進めるとともに、障害の特性や必要な配慮に係る周知を行い、地域の理解と協力を求めていきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
小・中学校や保育所、放課後児童クラブ等での理解促進	小・中学校や保育所、放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもと障害のない子どもがともに過ごす交流の場において、相互理解を深めるための活動を一層促進します。	学校教育課 子ども福祉課
小・中学校における福祉教育の推進	社会福祉協議会等と連携し、福祉に関する学習の機会を設け、障害のある人に対する理解と認識を深めるための教育を推進します。	学校教育課
★ 理解促進研修・啓発事業（再掲）	障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域、小学校や中学校において、精神障害や発達障害等目に見えない障害を含め、広く障害の特徴や障害のある人に対する理解を深める研修等を行います。	社会福祉課

4. ユニバーサルデザインの推進

障害者権利条約では、ユニバーサルデザインとは「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。」とされています。

この「最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる」というユニバーサルデザインの考え方を基本に、バリアフリーのまちづくりを進め、ユニバーサルデザインのまちづくりへの理解を深めるための普及啓発活動に取り組んでいきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
住まいのバリアフリー化の推進	障害のある人が安心して暮らせるために、障害のある人の住宅改修相談、住宅改修費給付、バリアフリー改修工事に伴う減税等について、周知を進め、住まいのバリアフリー化を推進します。	社会福祉課 介護福祉課 税務課
ユニバーサルデザインによる設備の整備	これまで取り組んできた歩道の段差の解消について引き続き整備に努めます。また、公共施設の新設時や更新時に身体障害者トイレの設置やオストメイト [※] 対応設備の導入について検討する等、ユニバーサルデザインによる設備の整備に努めます。	土木課 復興・都市整備課
コミュニケーション支援の充実	聴覚障害のある人へのコミュニケーション手段を確保するため、市受付窓口における手話通訳者等の設置に努め、手話通訳者、要約筆記通訳者等の派遣事業の充実を図ります。	社会福祉課
情報機器の普及とわかりやすい情報発信	視覚障害のある人が使用する音声コードをはじめとする障害のある人への情報機器の普及を図るとともに、情報通信技術の活用を検討します。広報紙に掲載する記事ヘルピを振る、イラストを活用する等、表現方法を工夫した、わかりやすい情報の提供に取り組みます。	社会福祉課 さわやか市政推進課

※ オストメイト：人工肛門、人工ぼうこうを持つ人。

★ 5. 文化芸術、スポーツ活動の充実

障害のある人が、文化芸術、スポーツ活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、人材の養成等も含めて、障害の有無にかかわらず、文化芸術、スポーツ活動を行うことのできる環境づくりに取り組んでいきます。障害のある人の文化芸術活動に対する支援や芸術作品の展示等を推進するための仕組みを検討していきます。

また、生涯学習の観点から、市民図書館で障害のある人も利用できる資料の充実を図る等、障害のある人に配慮した活動に取り組んでいきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
文化芸術の推進・支援	障害のある人が文化芸術活動に親しむことができるように、施設設備の整備を進めます。 質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を拡充するために、利用、鑑賞料金について特別料金を継続して検討します。 社会福祉協議会や特別支援学校、市内小中学校等と連携して、障害のある人の芸術作品展示会や交流会等の事業の実現に努めます。	生涯学習課
障害者スポーツの推進・支援	障害のある人がスポーツを楽しむことができるように、施設設備・運動用具の充実に努めます。 障害のある人もない人も一緒になり、ふれあう活動を行うことができるように、スポーツ・レクリエーション教室やイベント等の事業の実現に努めます。	スポーツ振興課
市民図書館における点字図書等資料の充実	市民図書館の資料として、点字図書、大活字本、LLブック ^{※1} 、マルチメディアデージー ^{※2} 等の充実を図り、貸し出しを行えるよう努めます。	生涯学習課

※1 LLブック：知的障害者や外国人向けに、写真や絵文字などを多用して、やさしい日本語で書かれた本のこと。

※2 マルチメディアデージー：文字や音声、画像を同時に再生できる、デジタル録音図書のこと。

6. 障害者就労の総合的支援の推進

ハローワーク、自立支援協議会、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、岩沼市社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化し、障害のある人の一般就労の受入先の確保、就労・生活面の一体的な就労支援を充実させ、一般就労への移行のしやすさと就労後も安心して生活できる支援を提供していきます。

障害のある人のそれぞれの特性に応じた福祉的就労、生活上の訓練等、求められる日中活動につなげるため、事業所との連携を深めるとともに、相談支援・生活支援の充実を図り、多様な活動の場、社会資源の確保に努めます。

取り組み	事業内容	事業主管課
★ 障害者の職場定着の推進	障害のある人の雇用・定着を図る企業に対する障害者雇用奨励金を支給するとともに、就労定着の際の課題や対処方法等の情報の共有が行える体制構築を図り、障害のある人の職場定着を推進します。	社会福祉課
★ 福祉的就労から一般就労への移行促進	自立支援協議会、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関との連携の強化を図り、一般就労への移行を支援します。	社会福祉課
★ 更生訓練費給付事業	障害福祉サービスの決定を受けた生活保護受給者等に対し、更生訓練を実施する施設での訓練のための経費及び通所のための経費を給付することにより、社会復帰の促進を図ります。	社会福祉課
福祉的就労の場の活性化	福祉的就労の場の活動を活性化するため、魅力ある商品づくりや商品の販路拡大等、事業所における工賃引き上げの取り組みについて支援します。また、福祉施設の受注拡大を進めるため、優先発注の促進を図ります。	社会福祉課
障害者雇用の促進	国や県、労働部局と連携して、障害者雇用の促進を図ります。	社会福祉課

7. 障害者の防災対策の推進

東日本大震災以降も、国内では大規模な風水害や地震等の自然災害が各地で発生しており、災害がより身近なものとなっています。

いざというときに適切な避難行動がとれるよう、平常時から避難場所の確認等を行うとともに、地域において、障害のある人に対する支援体制が構築できるよう支援を行います。

取り組み	事業内容	事業主管課
地域ぐるみによる防災体制の構築	<p>障害のある人が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むために、総合防災訓練や地域で実施する防災訓練への参加促進、防災研修での情報交換等を通して、障害のある人と地域とのコミュニティ形成を支援します。</p> <p>緊急時でも効果的な支援が行える体制の構築に向けて、一層の庁内連携を図り、自助・共助の取り組みを支援します。</p>	<p>防災課 社会福祉課</p>
情報伝達手段の確保と情報伝達体制の構築	<p>障害の特性に応じた平時の情報提供について関係機関や団体と連携・協力するとともに、災害時に確実に情報伝達できる体制の構築に努めます。</p> <p>要配慮者利用施設[*]や避難支援等関係者に対しては、速やかに確実に情報を伝達するための訓練等を重ねていきます。</p>	<p>防災課 社会福祉課</p>
災害時の協力体制の構築	<p>災害時の安全確保のために最も有効な、当事者や家族等による自助の取り組み、近隣住民等の協力・連携による共助の地域づくりの重要性への理解を促すとともに、災害発生時に支援が必要な方の特性に応じて、生命維持に係る物品の供給、電源等のライフラインの確保、医療ケア等の必要な支援が受けられるよう、関係機関・団体との協力体制の構築に努めます。</p>	<p>防災課 社会福祉課</p>
災害発生時の福祉避難所の開設	<p>災害発生時に、一般避難所では対応困難な障害のある人等に対し、障害特性に応じた配慮やきめ細かな対応ができるよう、福祉避難所の開設も含め避難所運営の体制づくりを図ります。</p>	<p>防災課 社会福祉課</p>

* 要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設等、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のこと。

基本目標 2. 自らの能力を生かし、生きがいや役割をもてる支援体制をつくる

障害があっても、人とのつながりの中で多様な能力を十分に活かし、自分らしく輝くことが生きがいとなるまちづくりを目指します。

障害のある人が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らしていくためには、障害のある人やその家族の多様なニーズにきめ細かく対応することが必要です。このため、障害のある人が地域での自立と参加を目指す生活を基本に、障害の特性に応じたライフステージごとの仕組みづくりが求められています。その中核となる相談支援事業は、地域の実情に応じた相談や支援、情報提供ができるように、市町村事業として位置づけられています。障害のある人の抱える課題の整理や適切なサービス利用に向けた障害者ケアマネジメントが求められる中、地域におけるサービスの現状の把握や社会資源の開発、改善を行うサービス調整の仕組み、位置づけをどう考えるべきか等、相談支援体制づくりの検討とケアマネジメントによるきめ細かな支援が必要です。

また、相談支援事業を軸としながら自立支援協議会を活用することで、新たな社会資源の活用とネットワーク形成の一層の充実を図ることが必要です。地域の実情に合わせ、関係機関との連携を密にすることで、求められる適切な障害福祉サービス等につなげる支援体制を強化しなければなりません。

さらに、障害のある人と支える人たちがともに生きがいをもって暮らせる地域社会にしていくには、身近で支える家族や支援者を支援していくことも重要です。障害のある人を支える支援者もいきいきと暮らせるような地域社会を構築していくため、支援者への支援にも積極的に取り組み、心身ともに負担を軽減し、暮らしを豊かにする地域づくりに取り組んでいきます。

1. 障害者を支える相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

「障害」は、各自の個性と同様に多様であり、支援のあり方も個々それぞれに異なるため、障害のある人やその家族には、信頼できる相談先の確保が重要な課題となります。相談内容は日常生活全般にわたるため、市ではライフステージや障害特性に応じた総合的な相談をコーディネートできるよう、各専門機関と連携し、総合的な相談体制の整備を図ります。

また、気軽に相談してもらうために、相談窓口の充実に努め、障害種別に応じた専門機関や関係機関の相談窓口についても積極的な情報提供を行っていきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
総合的な相談支援 コーディネート	様々な問題を抱える障害児者やその世帯に対して、各種専門相談機関と連携する等、総合的に支援できる相談支援体制の構築についての検討を行います。	社会福祉課
基本相談支援の充実	障害のある人や福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整や権利擁護のために必要な支援を行います。	社会福祉課
計画相談支援の充実	障害のある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整等を行います。	社会福祉課
相談窓口の周知	必要とされるサービスの利用につなげるため、相談支援事業所について積極的な周知を進めます。市広報紙、市のホームページ、FMラジオ等で情報発信を行うとともに、民生委員児童委員と互いに連携を図り、相談支援事業所がより地域に根ざした存在として受け入れられるよう、認知度向上を図ります。 また、障害種別に応じた専門機関や関係機関の相談窓口についても周知に努めます。	社会福祉課 さわやか市政推進課

(2) ネットワークの確立

乳幼児期から成人期、高齢期までの各ライフステージに対応した、地域の一貫した支援体制を構築するため、保健、福祉、教育の市担当部局相互の緊密な連携を図るとともに、特別支援連携協議会や自立支援協議会でのネットワーク会議の開催により、地域全体の相談支援の対応力向上を図ります。

取り組み	事業内容	事業主管課
ネットワーク会議の開催	自立支援協議会において、保健、医療、福祉、教育等の関係機関とともに学び、地域課題について情報交換できる場として、また、支援者どうしの顔の見える関係づくりの場として、ネットワーク会議を開催することで地域全体の相談支援の対心力向上を図ります。	社会福祉課
特別支援連携協議会による各部局の連携強化	特別支援連携協議会において、障害のある幼児・児童・生徒に対する切れ目のない支援を提供する体制構築のため、保健、保育、教育、障害等の各部局の連携強化を図ります。	学校教育課

★（３）相談支援の包括的相談機能（基幹機能）の整備

障害のある人の増加、ライフスタイルの多様化によるニーズの多様化等、相談件数や複合化案件の増加が見込まれることから、自立支援協議会の運営を中心として、人材育成、地域アセスメント等を行い、包括的な相談支援体制を構築します。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの設置について検討し、地域の実情に配慮したきめ細かな相談体制づくりに努めます。

取り組み	事業内容	事業主管課
相談員等の人材育成	相談員等の質の向上を図るため、研修の機会や情報交換の場等を確保し、スキルアップに努めます。	社会福祉課
地域アセスメントと情報の共有	地域の概況、社会資源、住民ニーズ等の地域の状況を把握し、分析していくことで地域の課題やニーズを明確にし、関係者と情報を共有していきます。	社会福祉課
自立支援協議会の運営	地域生活支援体制や相談支援の評価及び検討、地域課題に応じた専門部会や作業部会、プロジェクト等の協議会運営を行います。	社会福祉課
基幹相談支援体制の構築	地域の相談支援の拠点として、人材育成、地域アセスメント、自立支援協議会の運営等を行い、包括的な相談支援体制を構築します。	社会福祉課

2. 障害者を支える地域の福祉サービスの充実

(1) 障害福祉サービス等の充実

障害があっても、地域の中で役割や生きがいをもって自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向け、障害のある人とその家族が必要とするサービスを選択して利用できるように、提供基盤の充実を図ります。また、障害のある人の地域生活、在宅生活を支えるための経済的負担を軽減する支援やサービスの充実に取り組みます。

障害福祉サービスは、障害のある人の日常生活を支援し、自立した生活をサポートしていくためのものです。地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で支援していくためのもので、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

障害のある人や児童が必要とするサービスは、社会の生活スタイルの変化によって内容も変わってくるため、今後もニーズを的確に把握し、支援のあり方についての検討を継続していきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
障害福祉サービスの給付	障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、介護、訓練等給付を行うとともに、適正な給付の実施に努めます。	社会福祉課
地域生活支援事業	障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」等の地域生活支援事業の充実に取り組みます。	社会福祉課
自立支援医療費給付	障害のある人の日常生活の向上のため、障害を軽くし、身体機能を回復させるための自立支援医療費給付を行うとともに、適正な給付の実施に努めます。	社会福祉課
補装具費の給付	障害のある人の身体機能を補完又は代替し、日常生活をしやすくするため、必要な補装具費給付を行います。	社会福祉課
障害児に対するサービスの給付	障害児が障害特性に応じた療育が行えるよう、児童福祉法に基づく障害児通所支援等給付を行います。	社会福祉課
障害者に対するサービス提供体制の確保	自立支援協議会等において、障害のある人やその家族等のニーズを把握し、必要なサービス提供ができる体制の確保に努めます。	社会福祉課

取り組み	事業内容	事業主管課
障害児に対するサービス提供体制の確保	自立支援協議会等において、障害児やその家族等のニーズを把握し、必要なサービス提供ができる体制の確保に努めます。 また、児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援事業等が提供できる体制の確保に向けた検討を継続します。	社会福祉課
市独自のサービスの給付	福祉タクシー利用助成や燃料費助成等、社会参加の促進や自立を促す市独自のサービス提供により、障害のある人に対する制度の充実に努めます。	社会福祉課

★（２）障害特性に応じた専門性の確保

障害は個性と同じように人それぞれに異なっており、支援のあり方も人によって異なります。「障害」とは、幅広い概念であり、身体障害や知的障害、精神障害等の中にも細かく障害は分かれており、これらの障害のケアマネジメントには専門性が必要とされます。また、複数の障害がある人も多く、重複障害に対応していくためには、各専門家と関係各機関の連携が重要になります。さらに、ライフステージによっても支援のあり方が異なってくることから、様々な専門家と各関係機関が情報を共有し、包括的な支援を受けられる体制の整備に取り組んでいきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	高齢者福祉部門と共同で精神障害に対応した地域包括ケアシステムの協議の場を設置し、保健・医療・福祉関係者の連携体制の強化に努めます。	社会福祉課 介護福祉課
発達障害に対応した支援体制の構築	発達障害に対する理解を深め、発達障害児(者)や障害の疑いのある人が地域において安心して生活できるよう、医療機関や、発達障害者支援センター等の関係機関と連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。また、保健、保育、教育、障害福祉等の各部署の連携強化を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築に努めます。	社会福祉課 子ども福祉課 健康増進課
難病患者への福祉サービス等の情報提供	難病患者に対して関係機関と連携し、福祉サービス等の情報提供を行います。また、難病に対する正しい知識の普及を図ります。	社会福祉課
医療的ケアに対応した支援体制の検討	自立支援協議会等において、医療的ケアが必要な障害児(者)に対するサービス提供体制、関係機関との連携体制、継続的に一貫した療育・訓練・支援を提供できる総合的な支援体制について、検討を継続します。	社会福祉課
保健医療との連携強化及び体制の充実	疾病や障害の早期発見、障害の重症化予防、軽減に向け、スムーズな情報共有等ができるような医療機関や保健所等との連携体制づくりを強化していきます。	社会福祉課 健康増進課

3. 障害者を支える人づくり

(1) 支援者支援

支援者に対する支援は、安定した支援を継続していくためにも重要な取り組みであり、障害のある人を支える基本として、支援者支援の体制づくりに積極的に取り組んでいきます。

また支援の輪を広げ、地域全体でのサポートを可能とするよう、自発的活動支援事業を推進し、地域住民の参画を図ります。

取り組み	事業内容	事業主管課
支援者支援の体制構築	支援者支援体制として、支援者間の顔の見える関係づくりの場、情報交換できる場であるネットワーク会議を継続して実施していきます。	社会福祉課
★ 自発的活動支援事業	地域住民を対象に、障害を理解し支援するボランティアの養成等を行います。	社会福祉課

(2) 家族支援

障害のある人を身近で支える家族が、障害のある人と同じようにいきいきと暮らせるように、支援のあり方や悩みについての情報交換ができる場を設け、人々との交流を通じて家族を支えていく取り組みを行っていきます。

また、介護の負担軽減のために、一時的に介護を代理するレスパイト支援や一時預かり保育等を充実させる等、家族を支える取り組みを推進していきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
家族が支援を学ぶ機会の提供	自発的活動支援事業・母子通園施設等にて家族が支援を学ぶ機会を提供していきます。	社会福祉課 子ども福祉課
家族の情報交換の場の確保	ピアサポートとして、家族や当事者が出会い、ともに学び支えあう場として、自発的活動支援事業においてサロン活動を行います。	社会福祉課
障害者団体等の活動支援	障害のある人だけでなく、家族がいきいきと生活できるよう、情報交換や分かち合い、さらには啓発活動等の障害者団体活動を支援します。	社会福祉課
家族のレスパイト支援	介護者の介護負担の軽減のため、日中一時支援、短期入所等の提供体制の確保に努めます。	社会福祉課
障害児保育・学童保育の充実	障害児保育に関する研修を受講する等、保育士や支援員の知識の習得、能力の向上に努めるとともに、母子保健、障害福祉部門や学校等との連携を深めながら障害児保育等の充実を図ります。また、保育士の確保や民間事業所に対する補助金の交付に取り組みます。	子ども福祉課

基本目標 3. 障害のある方の人権や権利をみんなで守る

障害があっても、人権を損なうことなく、障害者に配慮し、障害に基づきいかなる差別もなくし、みんなで権利を守ることを目指します。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対象となる障害者は、障害者手帳の所持者に限りません。障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、学校等での福祉教育の推進、企業や諸団体に向けた啓発活動等を行っていきます。

また、障害のある人の人権にも配慮し、日常の生活の中で何気なく行われている人権の侵害や差別的行為について、多くの市民に知っていただくために、幅広い広報・啓発活動を実施し、障害のある人の権利が守られる地域社会を目指した取り組みを行っていきます。虐待については、閉塞した場で行われることが多いことから、事業者等へ注意を促し、虐待について学ぶ機会を提供するとともに、虐待が発生した場合の迅速な対応に向けた体制の構築を図っていきます。

さらに、消費者犯罪等による被害の防止も重要です。消費活動における犯罪は、年々巧妙さを増しているため、関係機関からの情報収集や啓発活動を行い、犯罪被害の防止に努めます。

1. 意思決定支援の充実

民生委員・児童委員、自立支援協議会、相談支援事業所、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理や財産管理の支援に関する積極的な相談活動に努め、人権に配慮した権利擁護の取り組みを推進します。支援に当たっては、障害のある人の意思や意向を尊重できるよう、きめ細やかな情報提供等を行うほか、意思決定支援の必要性について関係機関への周知に努めます。

また、成年後見制度の普及・啓発及び利用推進を目的とした地域連携ネットワークや犯罪被害の防止に向けた地域の関係機関との連携協力体制を構築します。

取り組み	事業内容	事業主管課
相談支援事業	基本相談や計画相談において、きめ細やかな情報の提供を行い、障害のある人本人が意思決定できる支援を行います。	社会福祉課
日常的な金銭管理や財産管理の支援	障害により判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理や財産管理の支援、相談について関係機関と連携に努め、制度等の利用促進を図ります。	社会福祉課
★ 成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用促進のため、広報・啓発・相談機能の体制整備を進めるとともに、判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度を利用するための必要な支援を行います。また、低所得者に対して、申し立ての費用や成年後見人に対する報酬助成を行います。	社会福祉課 介護福祉課
消費者としての保護と防犯活動	障害のある人が犯罪に巻き込まれないよう、警察をはじめとする地域の関係機関と連携し、防犯活動を展開します。また消費者としての障害のある人を保護するため消費生活相談の窓口や機関を周知する等啓発活動に努めます。	生活環境課 商工観光課

2. 障害者虐待の防止対策の推進

障害のある人への虐待を防止するため、市民への普及啓発を努めるとともに、通報窓口の周知を図ります。

また、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止のため、事業所等への研修を行い、関係機関との支援・協力体制を整備します。

取り組み	事業内容	事業主管課
虐待防止に関する周知、啓発	障害のある人への虐待を防止するため、市広報、市のホームページや、パンフレット等により、市民への普及啓発を努めるとともに、通報窓口の周知を図ります。	社会福祉課
事業所等への権利擁護研修	事業所等が権利擁護の視点をもって個別支援ができるよう研修等を実施します。	社会福祉課
虐待防止のための協力体制の整備	虐待事例から地域の関係機関との支援・協力体制における課題を抽出し、その体制強化に努めます。	社会福祉課
障害者虐待の防止（虐待防止センター）	関係機関と連携し虐待の防止に努めるとともに、虐待発生時には障害のある人の保護、居住分離を行うなど、迅速かつ適切な対応に努めます。	社会福祉課
緊急時の受け入れ体制の整備	虐待を受けた障害児者に対し、一時避難のため、市内の福祉サービス事業所において居室を継続して確保します。	社会福祉課

★ 3. 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対象となる障害者は、障害者手帳の所持者に限りません。差別は無意識に行われていることもあり、差別について理解することも重要です。そのため、合理的配慮や不当な差別について周知を図り、市をはじめとして各関係機関と連携して、差別の解消に向けた取り組みを推進していきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
差別解消法の周知、啓発	障害を理由とする差別の解消のため、合理的配慮や不当な差別的取扱いの禁止等、差別解消法について周知、啓発に努めます。	社会福祉課
行政職員への啓発、合理的配慮の提供	障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の意識啓発に努めるとともに、各所属における合理的配慮の提供について働きかけます。	政策企画課
差別解消の推進	自立支援協議会において、障害を理由とする差別の解消における協議を行い、情報共有することによって、障害者差別を未然に防ぎます。	社会福祉課

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1. 令和5年度の目標値の設定
2. 障害福祉サービス
3. 障害児福祉サービス
4. 地域生活支援事業
5. 地域生活支援促進事業
6. 岩沼市独自事業（その他の事業）

1. 令和5年度の目標値の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値として、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを目指しており、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減するとしています。ただし、令和元年度末において、数値目標が達成されないと見込まれる場合には、未達成割合を加えることとしています。

本市では、施設に入所している障害者が自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行できるよう支援します。

■目標値等

項目	目標等	備考
【実績値】 福祉施設入所者数	32人	令和元年度末時点の入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	4人	令和元年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 (前回計画の未達成がある場合は、その割合を追加する。)
	12.5%	
【目標値】 削減者数	1人	令和元年度末時点の福祉施設入所者の1.6%以上削減することを基本とする。(前回計画の未達成がある場合は、その割合を追加する。)
	3.1%	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、市町村を中心に当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制が構築できるよう、令和5年度末までにすべての市町村に体制関係者協議の場を設置することを方針としています。

また、宮城県では、精神科病院長期入院者の地域移行に伴う本市の基盤整備量（利用者数）について、令和5年度末で、65歳未満8人、65歳以上11人と見込んでいます。

■目標値

項目	目標	概要
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。 研修会の開催や、家族支援に関する取り組み等を目標に想定。
精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の地域定着支援利用者数	1人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の共同生活援助利用者数	16人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立生活援助利用者数	1人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指しています。

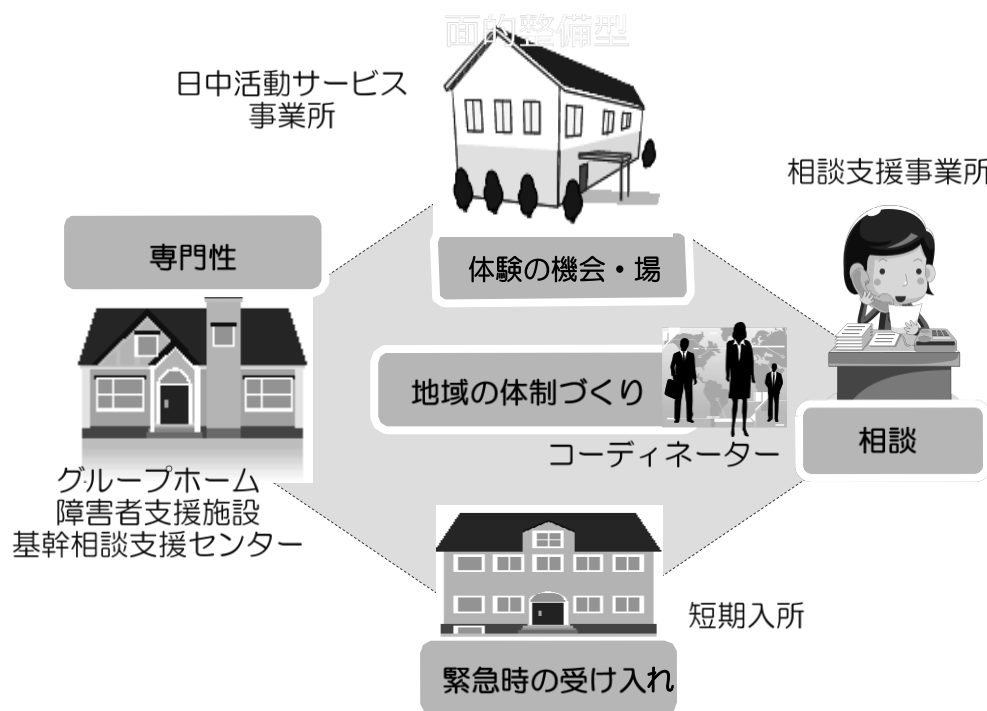
国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも1つ整備することを方針としています。本市でも平成29年度には面的に整備しました。今後はさらなる充実を図り、面的体制の運用状況の検証及び検討を行います。

■目標値

項目	目標等	備考
地域生活支援拠点等の確保設置箇所数	— (平成29年度整備済み)	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。
機能の充実に向けた検証・検討の実施回数	1回	

■面的整備型のイメージ

(「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議(平成28年12月)」資料を一部修正)



地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設から一般就労に移行する人を、平成28年度以降一定割合で増やすことを数値目標としています。

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人数について、令和元年度の移行実績の1.27倍以上を目標値とすることが示されています。

上記のうち、就労移行支援が一般就労への移行における重要な役割を担っていることを踏まえ、就労移行支援における一般就労への移行について、令和元年度実績の1.3倍以上を目標値とすることを基本としています。

就労継続支援の事業目的等を鑑み、就労継続支援A型については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上とすることを基本としています。

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援の利用者について、就労移行支援等を通じて一般就労に移行した人のうち、7割以上が利用することを目標値として設定します。

また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標値として設定します。

■就労移行支援などの目標値等

項目	目標等	備考
【実績値】 令和元年度の一般就労移行者数	7人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	9人	令和5年度末までに令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
	129%	
【実績値】 令和元年度末の就労移行支援における一般就労への移行者数	5人	令和元年度末時点の数
【目標値】 令和5年度の就労移行支援における一般就労への移行者数	7人	令和元年度実績の1.3倍以上
	140%	

項目	目標等	備考
【実績値】 令和元年度末の就労継続支援A型における一般就労への移行者数	0人	令和元年度末時点の数
【目標値】 令和5年度の就労継続支援A型における一般就労への移行者数	1人	令和元年度実績の1.26倍以上
	—%	
【実績値】 令和元年度末の就労継続支援B型における一般就労への移行者数	2人	令和元年度末時点の数
【目標値】 令和5年度の就労継続支援B型における一般就労への移行者数	3人	令和元年度実績の1.23倍以上
	150%	

■就労定着支援の目標値

項目	目標	備考
令和5年度の就労定着支援利用者数	5人	令和5年度における就労移行支援等を通じて一般就労に移行した人のうち、7割が就労定着支援を利用することを基本とする。 令和5年度上半期一般就労移行見込者数 $7人 \times 0.7 \div 5人$
令和5年度の就労定着率8割以上の事業所数	70%	圏域を含めた就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とすることを基本とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置見込み人数を設定することとされています。

■目標値

項目	目標	備考（国の基本指針）
児童発達支援センター	近隣市町での設置も視野に整備	各市町村（圏域での設置可）に1か所以上設置する
保育所等訪問支援（利用可能事業所）	— （構築済み）	すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	近隣市町での設置も視野に整備	各市町村（圏域での設置可）に1か所以上確保する。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	近隣市町での設置も視野に整備	各市町村（圏域での設置可）に1か所以上確保する。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	— （平成30年度に設置済み）	各市町村（圏域での設置可）において、協議の場を1つ設ける。医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置見込み人数を設定する。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	近隣市町での設置も視野に1人配置	

また、発達障害者等に対する支援として、ペアレントトレーニング※¹やペアレントプログラム※²の受講促進、ペアレントメンター※³の養成、ピアサポート※⁴活動への参加促進に努めます。発達障害等の早期発見・早期支援には保護者や家族を含めた支援が重要であることから、県と協力し取り組みを進めていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

■目標値

項目	目標	備考
相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保	基幹相談支援センター又は重層的な相談窓口の設置	属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援体制を確保する。
総合的・専門的な相談支援	実施する	
地域の相談支援体制の強化	専門的な指導・助言件数 (2件)	アドバイザー派遣等件数
	人材育成の支援の件数 (6件)	事例検討会等の開催件数
	相談機関との連携強化の取り組みの実施回数 (3回)	地域共有ケア会議等の参加回数

※¹ ペアレントトレーニング：保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つのこと。

※² ペアレントプログラム：子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムのこと。

※³ ペアレントメンター：発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポート活動のこと。

※⁴ ピアサポート：同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取り組みのこと。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針では、市職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。障害福祉サービス等の質の向上のための体制を構築していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果、指導監査結果について事業所や関係自治体等と共有を行うことを基本としています。

■目標値

項目	目標	備考
サービスの質の向上を図るための体制構築	構築する	自立支援協議会等、既存の会議体の活用も視野に入れ検討する。
県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数	2人	初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の事業所や関係自治体等との共有	2回	自立支援協議会等、既存の会議体の活用も視野に入れ検討する。

2. 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

■居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害児・者にホームヘルパーを派遣し、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

○障害支援区分が区分4以上で、二肢以上麻痺があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人

○障害支援区分が区分4以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人

■同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において、その障害者に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

■行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害児・者又は統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

対象者は、障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）の人です。

■ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。対象者については、次のとおりです。

○障害支援区分が区分6（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）で、かつ、意思疎通が困難な人のうち、重度訪問介護の対象で、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者あるいは最重度知的障害者の人

○障害支援区分が区分6（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）で、かつ、意思疎通が困難な人のうち、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である人

訪問系サービスの5つのサービスを一体として目標設定します。令和元年度までの利用実績、平均的な1人当たり利用量から利用者数及び量の見込みを設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 量 (時間/月)	1,457	1,135	1,140	1,144	1,148
実利用人数 (人/月)	50	56	56	56	57

【見込量確保のための方策】

ヘルパーの人員不足やヘルパーの担い手（若者）不足が問題となっています。そのため、インフォーマルサービス※の活用も視野に入れ、社会福祉協議会やボランティア等と連携し、人員不足への対応を図ります。

※ インフォーマルサービス：国や地方公共団体など公的機関が行う、法律や制度に基づいた福祉サービスのことをフォーマルサービスというのに対して、家族、近隣住民、NPO法人やボランティアなどが行う非公式な援助を、インフォーマルサービスという。

(2) 日中活動系サービス

■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。対象者については、次のとおりです。

○常に介護を必要とする人で、障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は、区分4）以上の人

○常に介護を必要とする人で、年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の人

令和元年度までの利用実績及び平均的な1人当たり利用量から利用者数及び量の見込みを設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 量 (人日/月)	1,107	1,101	1,101	1,101	1,100
実利用人数 (人/月)	53	51	51	51	51

■自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体障害者等に対して、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。

平成27年度～令和元年度において利用者が1人しかいないため、本計画期間では利用はないものと見込みます。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 量 (人日/月)	0	0	0	0	0
実利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0

■ 自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、主に知的障害者や精神障害者に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。

令和元年度までの利用実績及び平均的な1人当たり利用量から利用者数及び量の見込みを設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 量 (人日/月)	93	95	91	87	84
実利用人数 (人/月)	5	5	4	4	4

■ 自立訓練（宿泊型自立訓練）

主に知的障害者や精神障害者に対して、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

対象者は、自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な方です。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/月)	1	1	1	1	1

■ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

令和元年度までの利用実績及び平均的な1人当たり利用量から利用者数及び量の見込みを設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 量 (人日/月)	191	239	233	228	224
実利用人数 (人/月)	13	14	14	14	14

■就労継続支援

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づいて労働の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を提供します。B型は、雇用契約は結ばずに、就労の機会を提供します。

令和元年度までの利用実績及び平均的な1人当たり利用量、新規参入事業所があることを勘案し、利用者数及び量の見込みを設定します。

<A型>

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 量 (人日/月)	126	138	216	216	216
実利用人数 (人/月)	6	7	12	12	12

<B型>

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 量 (人日/月)	2,065	2,192	2,253	2,305	2,351
実利用人数 (人/月)	123	125	129	132	134

■就労定着支援

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、企業・自宅等への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

令和元年度までの利用実績から利用者数の見込みを設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/月)	6	7	8	9	9

■療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

対象者については、次のとおりです。

○病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人

○筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の人
令和元年度までの利用実績から利用者数の見込みを設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/月)	9	9	9	9	9

■短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

令和元年度までの利用実績から利用者数及び量の見込みを設定します。

<福祉型>

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 量 (人日/月)	108	126	132	137	141
実利用人数 (人/月)	31	35	37	38	39

<医療型>

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 量 (人日/月)	4	9	9	10	10
実利用人数 (人/月)	2	3	3	3	3

【見込量確保のための方策】

就労継続支援A型については、今後市内に事業所ができる予定であるものの、引き続き圏域での供給体制の確保に努めます。

就労継続支援B型については、引き続き市内でのサービス提供の確保に努めます。

なお、短期入所は事業所及び関係機関と連携を図り、圏域も含めた供給量の確保に努めます。

(3) 居住支援・施設系サービス

■ 自立生活援助

自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者でひとり暮らしを希望する方等に、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

令和元年度までの利用実績から利用者数の見込みを設定します。令和3年度から1人の利用を見込んでいます。

区 分	第 5 期利用実績 (令和 2 年度については実績見込)		第 6 期見込量		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用人数 (人/月)	0	0	1	1	1

■ 共同生活援助(グループホーム)

グループホームでは、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

令和元年度までの利用実績及びアンケート調査結果から利用者数の見込みを設定します。

区 分	第 5 期利用実績 (令和 2 年度については実績見込)		第 6 期見込量		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用人数 (人/月)	51	53	55	57	59

■ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。対象者については、下記のとおりです。

- 生活介護を受けている障害支援区分が区分 4（50 歳以上の場合は、区分 3）以上の人
- 自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という）を受けている人のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人又は通所によって訓練等を受けることが困難な人
- 生活介護を受けていて障害支援区分が区分 4（50 歳以上の場合は障害支援区分が区分 3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人
- 就労継続支援 B 型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人

令和元年度までの利用実績から利用者数の見込みを設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/月)	32	33	33	32	31

【見込量確保のための方策】

居住支援・施設系サービスは、地域生活の継続に必要な支援であることから、日中活動の場とあわせて供給量の確保に努めます。グループホーム等については、令和3年度以降も継続して供給量が確保できるよう関係機関等へ働きかけ、整備促進を図るとともに、新たに事業を実施する社会福祉法人等へ国、県の補助制度等を活用しながら、円滑に事業を開始できるように支援を行います。

(4) 相談支援サービス

■ 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者等に対し、サービス等利用計画の作成やモニタリング等を行い、ケアマネジメントによる課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

令和元年度までの利用実績から利用者数の見込みを設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/月)	91	88	88	89	89

■ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、住まいの場の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

令和元年度までの利用実績から利用者数の見込みを設定します。令和3年度から1人の利用を見込んでいます。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/月)	0	0	1	1	1

■地域定着支援

居宅において单身等の状況で生活する障害者に対して、障害者と常時の連絡体制を確保し、地域定着に向け支援します。障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談に応じることや駆けつけられる体制も整えることで対応します。

令和元年度までの利用実績から利用者数の見込みを設定します。令和3年度から1人の利用を見込んでいます。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/月)	0	0	1	1	1

【見込量確保のための方策】

計画相談員の増員及び質の向上等に向けて、相談支援事業所へ研修や講習会等への参加の働きかけ、各種情報の提供を行います。地域移行支援、地域定着支援については、市内に事業者がないことから、圏域での供給体制の確保に努めます。また、医療機関をはじめ、関係機関との連携を強化していきます。

3. 障害児福祉サービス

(1) 障害児支援に関する基本的な考え方

■子ども・子育て支援制度と障害児支援

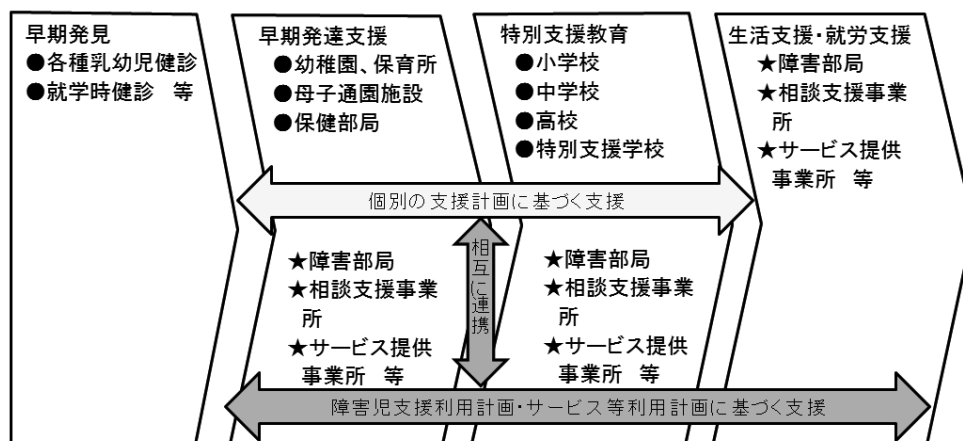
「子ども・子育て支援制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた子育て支援事業の提供対策等と合わせて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

本市では、障害児やその家族の状況に応じて必要な子育て支援事業のサービスが受けられ、子どもが地域の一員として「最善の利益」を実現できるよう、関係機関や関連施設等と連携しながら障害児施策の体系的な推進に取り組みます。

■切れ目のない支援体制の構築

障害のある児童や障害が疑われる児童については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、本人とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

本市では、保健部局、保育部局、教育部局と障害部局が連携し、岩沼市特別支援連携協議会等の中で、児童に対する切れ目のない支援を提供する体制の構築に努めます。



(2) 障害児支援

■児童発達支援

療育の必要があると認められた障害のある未就学児に対して、日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

令和元年度までの利用実績及び平均的な1人当たり利用量から利用児童数及び量の見込みを設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 量 (人日/月)	183	152	155	158	160
実利用人数 (人/月)	17	16	16	17	17

■医療型児童発達支援

療育の必要があると認められた障害のある未就学児に対して、日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態に応じ治療も行います。

令和元年度までの利用実績及び令和2年度の利用実績見込についてもありませんでしたので、当面利用はないものと見込みます。

■放課後等デイサービス

療育の必要があると認められた障害のある就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進のための支援を行います。

令和元年度までの利用実績及び平均的な1人当たり利用量から利用児童数及び量の見込みを設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 量 (人日/月)	918	917	931	943	954
実利用人数 (人/月)	78	76	78	79	80

■ 保育所等訪問支援

療育の専門職が、障害特性に応じた専門的な支援を保育所等（保育所・幼稚園・学校・放課後児童クラブ等）において実施するものです。

令和元年度までの利用実績及び平均的な1人当たり利用量から利用児童数及び量の見込みを設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 量 (人日/月)	1	1	1	1	1
実利用人数 (人/月)	1	1	1	1	1

■ 障害児入所支援

障害児入所支援については、宮城県で支給決定等の事務を行うことから、目標値の設定は行わないものとします。

■ 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害児に対し、障害児支援利用計画の作成、モニタリング等を行い、ケアマネジメントによる課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

令和元年度までの利用実績から利用児童数の見込みを設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/月)	28	24	24	25	25

■ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

令和元年度までの利用実績及び令和2年度の利用実績見込についてもありませんでしたので、当面利用はないものと見込みます。

【見込量確保のための方策】

障害児向けのサービスは、利用の動向等を踏まえながら引き続き安定した供給量の確保に努めます。重症心身障害児を支援する体制の整備については、圏域での供給体制の確保に努めます。

また、障害特性に応じた質の高いサービスが提供されるよう、各事業所へ研修や講習会等への参加の働きかけ、各種情報の提供を行います。

(3) 障害児子ども子育て支援等の地域資源の提供体制の整備

国の基本指針では、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れの体制整備を行うとされています。

市では、これまでの実績をもとに、人口動向を勘案した上で、以下のように見込量を推計しました。これらの見込量を確保できるよう、各施設・事業での供給体制を整えていきます。

■ 保育所（園）

保護者が就労していたり、病気等のために、家庭で保育ができない時、保育所（園）において乳幼児の保育を行います。

【今後の方向性】

保育士の加配の促進や、保育士の専門性を高める人材育成を進める等、障害児保育のニーズに答えられるよう努めます。

■ 認定こども園

保育所（園）と幼稚園の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を一体的に一貫して行います。

【今後の方向性】

保育士の加配の促進や、保育士の専門性を高める人材育成を進める等、障害児保育のニーズに答えられるよう努めます。

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により留守家庭になる小学生の心身の健全な育成を図るため、放課後児童クラブにおいて、「放課後児童支援員」が家庭的な雰囲気の中で子どもたちの保育に当たります。

【今後の方向性】

放課後児童支援員の加配や、放課後児童支援員の専門性を高める人材育成を進める等、障害児保育のニーズに答えられるよう努めます。

■母子通園施設

心身に障害をもつ子どもたちに療育事業や親支援を行い、子どもたちの発達を促し、集団適応の基礎づくりを行います。

【今後の方向性】

障害のある子どもたちが活動しやすい環境づくりを行うとともに、保護者の抱える不安や負担軽減に努めます。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【今後の方向性】

今後も相互援助活動が円滑に実施できるように支援します。

■地域子育て支援拠点事業

「基幹型」と「標準型」の2種類の地域子育て支援拠点施設において、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集まり、親子どうしの交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントを実施する事業です。

【今後の方向性】

保育士等の専門職を配置し、子育てに関する相談支援を行うとともに、必要に応じ、障害に関する専門機関へのつなぎを行います。

種別	障害児の利用実績 (令和2年度については実績見込)		定量的な目標（障害児の利用見込）（人）		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所（園） 認定こども園	9	9	11	12	12
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	14	22	22	22	22
母子通園施設	8	14	15	15	15
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1	0	1	1	1

4. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域、小学校や中学校において障害や障害者等に対する理解を深める研修等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族や地域住民等によるピアサポート活動やボランティア活動等の自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業

■障害者相談支援事業

障害者及びその介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他のサービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整や権利擁護のために必要な支援を行います。

生活上の様々な課題に対しきめ細やかな支援ができるよう、相談支援事業所の質の向上に努めるとともに、ホームページや障害者手帳の新規交付時等において、障害福祉サービスや相談支援事業所等についての周知に努めます。

■その他の相談支援事業

地域の相談支援の拠点として、制度上位置づけられている基幹相談支援センターの設置については、これまで、岩沼市障害児者地域自立支援協議会等でそのあり方等について検討してきました。今後も、相談員の質の向上を図るとともに、基幹相談支援センターの設置について引き続き検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に、成年後見の申し立てに要する経費等の助成を行うことにより制度の利用を支援し、障害者の権利擁護に努めます。

令和元年度までの利用実績をもとに見込量を設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施件数	3	3	4	4	4

【見込量確保のための方策】

障害のある人の財産管理や福祉サービス利用の支援を含め、成年後見制度等各種制度の周知と利用促進を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を行うことができる法人を育成するための研修等を行います。

利用実績はありませんが、研修等を実施し、法人後見ができる事業所の確保に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣、手話通訳者等の配置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

令和元年度までの利用実績及び令和2年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用人数 (人/年)	50	43	45	47	48
手話通訳者等 実設置者数	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策】

市受付窓口への手話通訳者等の配置を引き続き行うとともに、周知に努めます。

（7）日常生活用具給付事業

該当する障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。

日常生活用具給付事業で扱う用具は、多種多様であり、耐用年数等の関係から種目ごとの実績にはばらつきがありますが、令和元年度までの利用実績及び令和2年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	710	730	740	750	760

【見込量確保のための方策】

在宅の障害児者の日常生活の便宜を図るため、今後とも制度の周知や、障害特性、必要性等に応じた適正な給付に努めます。

（8）手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙と手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

なお、手話奉仕員養成研修（入門課程）と手話奉仕員養成研修（基礎課程）を1年おきに開催し、原則2か年で養成する課程になっているため、2年に1度登録者数が増加します。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市が主催の手話奉仕員養成講座はすべて中止となりました。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	34	34	34	44	44

【見込量確保のための方策】

情報の取得が困難な人との交流活動の促進や、自立した日常生活と社会生活を営むためのサポート体制を充実させるために、今後も事業の周知を図り、奉仕員の養成に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に、社会参加のための外出が円滑にできるように移動を支援します。

令和元年度までの利用実績及び令和2年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/年)	17	17	17	17	18
延利用時間	1,152	1,213	1,221	1,228	1,234

【見込量確保のための方策】

障害者等が、社会の様々な分野へ積極的に参加し、生きがいをもって生活できるよう、利用者の状況に応じた柔軟なサービスの提供ができるよう、移動の支援の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、雇用・勤労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

令和元年度までの利用実績及び令和2年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/年)	29	29	29	29	29
実施箇所数	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障害者の地域生活の場、社会参加の場として重要であり今後も利用者の動向を踏まえサービスの提供に努めます。

(11) 訪問入浴サービス事業

家庭において、入浴することが困難な身体障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、居宅において訪問入浴サービスの提供を行います。

令和元年度までの利用実績及び令和2年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/年)	3	3	2	2	2
事業者数	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策】

今後も引き続き現行サービスの提供に努めます。

(12) 障害者職親委託事業

療育手帳の所持者を対象に、知的障害者の社会参加を促進し、自立更生を図るため登録された職親のもとで一定期間の生活指導や技能習得訓練等を行います。

令和元年度までの期間の利用は、職親がないため利用はありませんでしたが、申請があった時に備え引き続き事業は継続していきます。

(13) 日中一時支援事業

家族の一時的な休息等のため、障害者に一時的な日中活動の場を提供します。

令和元年度までの利用実績及び令和2年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/年)	16	15	15	15	15
実施箇所数	3	3	3	3	3

【見込量確保のための方策】

医療的ケア児に対応したサービスの提供を行える体制整備に努めます。

5. 地域生活支援促進事業

(1) 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係機関等関連する職務に従事する者、団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図っていきます。

6. 岩沼市独自事業（その他の事業）

（1）更生訓練費給付事業

更生訓練を実施する施設の利用者が、効果的に訓練を受け、社会復帰の促進を図るために、更生訓練費の支給を行います。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/年)	0	0	2	2	2

【見込量確保のための方策】

利用等の動向を踏まえながらサービスの提供に努めます。

（2）障害者雇用奨励金交付事業

障害者を雇用する企業のうち、一定の要件を満たす企業に対し、市制度による奨励金の支給を行います。

令和元年度までの利用はありませんでしたが、引き続き事業は継続していきます。

（3）自動車運転免許取得費助成事業及び身体障害者自動車改造費助成事業

自動車運転免許取得費助成事業においては、身体障害者又は知的障害者が、就労やその他の社会活動に参加するために、自動車を運転しようとする場合、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。また、身体障害者自動車改造費助成事業においては、重度の身体障害者が、就職やその他の社会活動に参加するために、自動車を運転しようとする場合、自動車を改造するための費用の一部を助成します。

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/年)	3	2	2	2	2

【見込量確保のための方策】

今後も制度の周知を図り、障害者の社会参加の促進を図ります。

(4) 福祉タクシー利用助成事業・障害者自動車等燃料費助成事業

①福祉タクシー利用助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び特定疾患等医療受給者証を所持する人に福祉タクシー利用助成券を交付し、社会参加の促進を図ります。

②障害者自動車燃料費助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び特定疾患等医療受給者証を所持する人に自動車等燃料費助成券を交付し、社会参加の促進を図ります。

<福祉タクシー利用助成事業>

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/年)	365	365	365	365	365
実施箇所数	19	15	15	15	15

<障害者自動車燃料費助成事業>

区 分	第5期利用実績 (令和2年度については実績見込)		第6期見込量		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (人/年)	628	628	635	635	635
実施箇所	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策】

福祉タクシー利用助成事業と障害者自動車等燃料費助成事業については、当面、現行の助成内容を維持したいと考えていますが、今後の財政状況等の動向によっては、必要に応じ、助成対象者や助成内容等の見直しを行います。

第6章 計画の推進体制

1. 自立支援協議会
2. 県、関係機関との連携強化
3. PDCAサイクルによる計画の進行管理と評価

1. 自立支援協議会

本市では、障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づき、障害者等への支援体制の整備を図るため、保健医療関係者、福祉関係者や就労支援関係者等で構成される「岩沼市障害児者地域自立支援協議会」を設置しています。

当協議会では、障害者等への支援体制に関する地域課題を共有し、課題解決のための方策等についての協議を積極的に行います。また、関係機関が、地域課題等の解決に向かって連携して取り組めるよう、地域の関係機関によるネットワークの構築に取り組みます。

2. 県、関係機関との連携強化

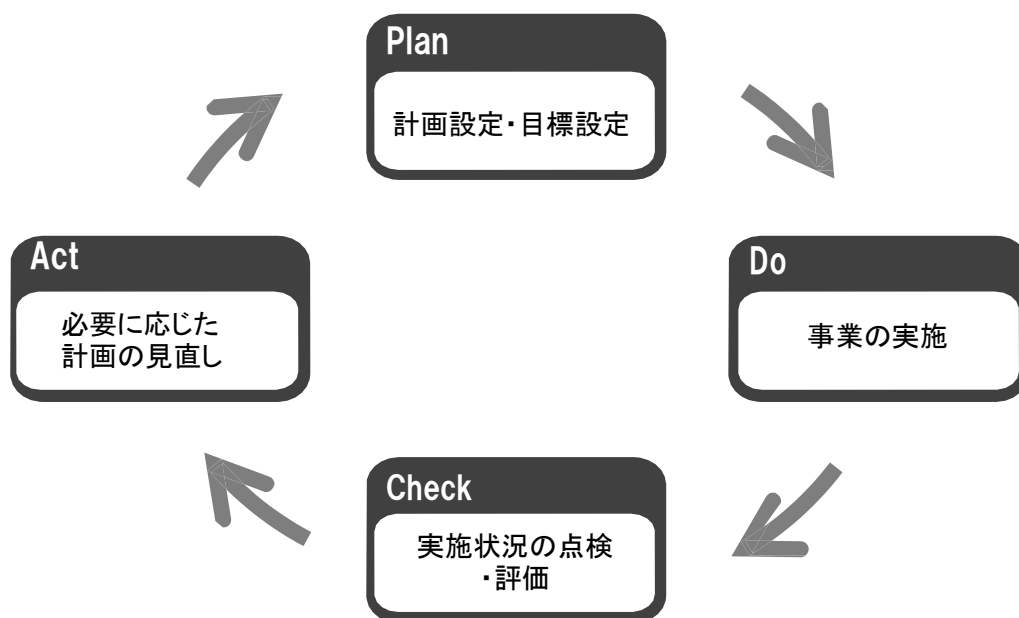
障害福祉サービスの提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等に当たっては、宮城県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

3. PDCA サイクルによる計画の進行管理と評価

本計画は、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Act)」のプロセスを循環させながら、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間の計画の期間の中で、少なくとも 1 年に 1 回の実績把握を行い、分析・評価 (中間評価) を行うとともに、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、中間評価や計画の見直しに当たっては、岩沼市障害児者地域自立支援協議会において協議、検討を行います。

【障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



資料編

1. 岩沼市障害者計画等策定委員会委員名簿
2. 岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱
3. 計画策定経過

1. 岩沼市障害者計画等策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体
学識経験者 (会長)	菅原 里江	東北福祉大学
保健医療関係者	菊地 知憲	総合南東北病院
保健医療関係者 (関係行政機関等の職員)	橋本 朱里	宮城県塩釜保健所岩沼支所
福祉関係者	小菅 瑠美	岩沼市地域包括支援センター連絡会
福祉関係者 (副会長)	佐藤 裕和	岩沼市社会福祉協議会
福祉関係者	高澤 宏之	仙台西地域福祉サービスセンター
福祉関係者	森 武雄	岩沼市民生委員児童委員協議会
福祉関係者 (関係行政機関等の職員)	渡邊 美恵	宮城県子ども総合センター
サービス利用者	浅川 孝子	岩沼市中心身障害児者親の会
サービス利用者	石川 栄治	岩沼市身体障害者福祉協会

2. 岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成18年6月1日
告示第47号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく岩沼市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく岩沼市障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定にあたって市民の意見を反映させるため、岩沼市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障害者計画等の策定に関し、調査及び検討し、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 岩沼市の障害福祉サービスを利用する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画等の策定終了までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第33号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第100号)

この告示は、平成23年12月22日から施行し、改正後の岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱は、平成23年11月18日から適用する。

附 則(平成25年告示第53号)

この告示は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

3. 岩沼市第3期障害者計画・第6期障害福祉計画 (第2期障害児福祉計画) 策定経過

年月日	内容
令和2年8月4日	第1回岩沼市障害者計画等策定委員会
令和2年10月29日	令和2年度岩沼市障害児者地域自立支援協議会全体会
令和2年11月18日	第2回岩沼市障害者計画等策定委員会
令和2年12月25日～ 令和3年1月25日	パブリックコメント実施
令和3年2月8日	第3回岩沼市障害者計画等策定委員会

第1回岩沼市障害者計画等策定委員会



岩沼市第3期障害者計画
岩沼市第6期障害福祉計画
(第2期障害児福祉計画)

発行：令和3年3月

編集：岩沼市 健康福祉部 社会福祉課

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

TEL：0223-22-1111（代表）

FAX：0223-24-0406

